

令和7年第6回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

令和7年12月8日（月曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（15名）

1番	坂下 裕久	2番	堀田 靖則
3番	翠 昭博	4番	高橋 知子
6番	飯尾 龍也	7番	片岡 孝一
8番	高橋 時男	9番	澤村 均
10番	高橋 勇樹	11番	今枝 和子
12番	高田 浩視	13番	河村 志信
14番	鏝本 規之	15番	臼井 悦子
16番	大西 徳三郎		

---

欠席議員（1名）

5番 瀬川 照司

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	谷口 博文
教育長	川治 秀輝	総務部長	村澤 勲
企画部長	林 玲一	市民部長	加納 正康
健康福祉部長	林 晃弘	産業経済部長	瀬川 清泰
都市建設部長	高橋 君治	水道環境部長	青木 竜治
教育委員会 事務局長	高木 孝人	会計管理者	磯部 千恵子

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保 守康	議会書記	大西 貞充
議会書記	廣瀬 知倫	議会書記	内木 雅浩

---

## 開議の宣告

### ○議長（今枝和子君）

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、議席番号5番 瀬川照司議員から欠席届が提出され、本日の会議を欠席されますので、御報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、議場内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので御報告いたします。

---

## 日程第1 一般質問

### ○議長（今枝和子君）

日程第1、一般質問を行います。

1番 坂下裕久議員の発言を許します。

坂下議員。

### ○1番（坂下裕久君）

議長にお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

まずは先月、本巣インターチェンジャー本巣パーキングエリア開通記念イベント「もとフェス」が盛大に開催されましたこと、心よりお喜び申し上げます。開通により交通の利便性が一段と高まり、人や物の流れが活発になることで、地域産業の発展や観光振興が大きく前進するものと期待しております。

さて近頃、本市、特に本巣市北部地域においては、熊を含む獣の目撃情報が寄せられています。目撃がされた近隣地域の皆様から、散歩を控えている、怖い、子どもを遊ばせにくくなった、また根尾地域への観光客の方からは、歩けば10分で行けるが、熊が怖いのでタクシーを利用したといった声が聞かれるようになりました。

農作物の被害にとどまらず、ふだんの生活に不安が入り込み、安心して過ごせない状況が生まれつつあります。野生動物との関わりを持つことも大切ですが、同時に市民の暮らしが守られ、日常の活動が妨げられないよう、適切な対策を進めていく必要があると考えています。

そこで本日は、熊を含む鳥獣害対策について、現状と今後の取組についてお伺いしたいと思います。

まず、1つ目の質問です。

地域の暮らしを守るためには、里山の適切な整備がますます重要になっております。本市でも、岐阜県が進める里山林整備事業の中でも、特に生活保全林タイプのバッファゾーンは安全な生活に直結する取組として期待されています。とはいえ、地域ごとに抱えている課題や状況は様々であ

り、実際の活用や利用については違いがあるのではないかと感じております。より効果的な整備を進めていくためにも、現状でどのように利用されているか、自治会ごとの取組の現状を把握するのは大変重要だと思っています。

そこで、本市の里山林整備事業の生活保全林タイプのバッファゾーンの自治会ごとの利用状況についてお伺いします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

**○産業経済部長（瀬川清泰君）**

それでは、お答えいたします。

岐阜県里山林整備事業におけるバッファゾーンの整備は、野生鳥獣による農作物被害の軽減、人と動物との接触機会の低減、生物多様性の保全を図るため、集落に隣接した森林を帯状に伐採する施業を行うものであり、財源には清流の国ぎふ森林・環境税が充てられています。

本市では、事業を実施する区域の森林所有者、地元自治会及び市の3者が事業実施に係る協定書を締結した上で、事業実施者である地元自治会が県から直接補助を受け、市内の林業事業体へ施業を発注する形で実施されます。当該事業の利用状況になりますが、令和6年度は利用がなく、令和7年度は法林寺自治会が約2.7ヘクタールの整備を実施しています。

〔1番議員挙手〕

**○議長（今枝和子君）**

坂下裕久議員。

**○1番（坂下裕久君）**

ありがとうございます。

2つ目の質問に入ります。

先ほどの答弁で、本年は1件、令和6年においてはゼロ件との大変利用が少ないのですが、自治会からの要望があって本補助事業が開始されますが、同事業の自治会への周知の状況についてはどのような状況でしょうか、お伺いいたします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

**○産業経済部長（瀬川清泰君）**

それでは、お答えいたします。

北部、いわゆる中山間地域の過疎化による里山林が未整備となる状況が急速に進むおそれがあることから、森林整備を含め、バッファゾーン整備が鳥獣による農作物被害の対策に効果があることを周知し、事業を進めていきます。

県の里山林整備事業は、事業の実施を希望する自治会が林業事業体と協議し、現地の状況を踏ま

えた上で概算の事業費を算出し、市を通じて県に次年度の要望を提出する流れとなっていますので、現状では、特に市から自治会への周知は行っていない状況です。しかし、自治会役員の高齢化や役員交代などで事業実施に係る引継ぎが円滑に行われていない可能性や、これまでに事業を実施していない自治会では、そもそも要望の拾い上げが行われていない可能性も考えられます。

昨今、熊の出没や人身事故が全国的に増加している中で、熊を寄せつけないゾーニング対策としてバッファゾーン整備の有効性が示され、関心が高くなっています。これらを踏まえ、市としましては、年度当初に行う自治会長会において、里山林整備事業の重要性の周知を行うとともに、特に熊の出没の多い地域や実施要望のある自治会に対しては、個別の相談に応じたり、必要に応じて施業者である林業事業体とともに現地確認を行うなどして、事業実施に努めていきます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

坂下裕久議員。

○1 番（坂下裕久君）

ありがとうございました。

熊や獣害が問題となっている地域は、同時に地域の高齢化、過疎化といった問題を抱えています。行政からの地域に寄り添った取組をお願いいたします。

3つ目の質問に入ります。

先ほどは、里に出さないための防御的対策についてお伺いさせていただきましたが、続きまして、万が一、里に危険鳥獣が出没した際の対応についてお聞きいたします。

その前に、今年度、本市において捕獲された熊の頭数についてお伺いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

令和7年11月末時点での熊の捕獲頭数になりますが、目撃情報は27件で、そのうち捕獲頭数、いわゆる駆除の頭数は9頭となっています。捕獲頭数の内訳になりますが、有害捕獲が1頭で、これは有害捕獲期間である6月23日から7月22日にかけて箱わなを設置したものでございます。次に、鹿のくくりわなに間違っただけで熊がかかった錯誤捕獲が7頭、集落付近に繰り返し熊が出没したために箱わなを設置した緊急捕獲によるものが1頭でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

坂下裕久議員。

○1 番（坂下裕久君）

ありがとうございます。

4つ目の質問に入りますが、先ほどの答弁で目撃情報27件で、そのうち駆除頭数が9頭とのことですが、目撃情報27件についてはあくまで報告があった件数であり、熊の生息地である山間部には相当数の熊がいることも考えられ、熊の数は増加しているとの声も聞かれます。今後は、本市においても東北地方のように市街地への出没が発生し、緊急銃猟での対応を求められるケースが発生しないとは限りません。そこで、緊急銃猟について市のお考えをお伺いいたします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

**○産業経済部長（瀬川清泰君）**

それでは、お答えいたします。

全国における熊による人身被害等は、令和5年度から増加し、特に住宅地への出没が問題視されていることから、令和7年4月に鳥獣保護管理法の改正が行われ、本年9月から施行されています。この法改正では、地域住民の安全確保のための十分な措置を講じ、人身被害を生じさせるおそれの高い熊を日常生活圏で銃猟ができる緊急銃猟制度が創設されました。緊急銃猟は、局所的に発生する出没に対応することから、その主体は地域に精通した市町村長が行うこととなっており、安全確保等の措置を講じた上で、銃猟を本巣市猟友会などの捕獲者に委託して実施ができるものでございます。これにより、緊急時に迅速に捕獲や駆除が行えるようになり、住民の安全が確保されることを目的としております。

現在、本市においては、今年度の熊の目撃件数は27件で昨年と比べて少なく、人身事故も発生していませんが、いつ日常生活圏に出没してもおかしくないことから、緊急銃猟の体制を整える必要があると考えています。

緊急銃猟では、人の日常生活圏で銃弾を発砲することになるため、実施に当たっては、現場における跳弾の危険の有無の確認や、捕獲者となるハンターの銃猟の資格や経験が問われます。現在、市では本巣市猟友会において5名のハンターが要件を満たしていることを確認しています。また、緊急銃猟では、周囲の安全確保を図るため、事前の住民への周知、住民の避難誘導や通行規制が必要となります。こうした業務を円滑に進めるため、現在対応マニュアルの整備を進めております。また、緊急銃猟を実施するために、現場で必要となるヘルメットや防弾用の盾や熊撃退用スプレー、捕獲者が身につける証票などの備品について順次配備を進めています。

以上のとおり、緊急銃猟の実施に向けた準備を進めてはいますが、人口密度が高く交通量の多い道路の周辺や、熊が一つの場所にとどまることなく動き回るケースでは、緊急銃猟の実施区域を設定することが難しくなってきます。このような場合には、銃器による対応に限定せず、追い払いやおりの設置による捕獲を検討するなど、状況に応じた柔軟な対応を取る必要があると考えています。

〔1 番議員挙手〕

**○議長（今枝和子君）**

坂下裕久議員。

○1番（坂下裕久君）

ありがとうございました。

環境省によると、ライフル銃や散弾銃を扱える第一種銃猟免許の所持者は、昭和50年度に49万人だったのですが、令和2年度には9万人まで減少し、免許保有者の6割が60歳以上が占めるという状況であるとのこと。

本市の銃猟の資格を取得している猟友会員も5名という中で、深刻な猟師不足となっている中、昨今、自治体の公務員が駆除を行うガバメントハンターが取り沙汰されています。制度上課題も指摘されていますが、本市の公務員の方にも御周知いただき、猟師不足の問題や対応マニュアルの作成、机上での訓練、銃猟に伴い事故に備えた保険への加入など、いつでも緊急銃猟が行える準備を想定していただくよう御要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

続いて、2番 堀田靖則議員の発言を許します。

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

続きまして、企業誘致について専門的に伺いたいと思います。

本巢市は北になればなるほど人口減少が進んでいます。そして、若者たちは学校を卒業すると本巢市、地元を離れて県外に行く人が増えております。また、そういう中、地元の人に聞きますと、地元で働く場所が欲しい、若者たちに戻ってきてほしいという声をよく耳にします。

一方、本巢インターが開通して、企業誘致の立地は非常に企業誘致環境が向上しております。また、屋井の工業団地は既に満タンになっております。

一般的にインターチェンジから30分以内は企業誘致に適した場所と言われております。そういう中、市のホームページでは、高速道路の北側を企業産業誘致地区と表示しております。

そういう中で質問させていただきます。

まず初めの質問ですが、今現在、市内などで工場または事務所等を設置したいという企業はどれくらいあるかという、何件あるかということをお伺いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

今年の4月1日に本巢インターチェンジが開通し、交通環境は大きく改善され、企業誘致に有利な条件が整いました。

企業からの企業誘致に係る問合せ状況でございますが、令和5年度に9件、令和6年度に18件、令和7年11月末で11件となっており、本巢インターチェンジの開通に併せて問合せ件数が伸びてい

ます。なお、企業名は相手方の事情もあり控えさせていただきます。

今後も進出希望企業の情報収集及びニーズ把握を進めるとともに、オーダーメイド型での造成や農振除外、農地転用、開発協議など関係機関との調整やアドバイスなどをワンストップサポートにより企業誘致促進に努めていきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

ありがとうございます。

今の御回答に対する追加の質問になりますが、今令和5年度に9件、令和6年度に18件、令和7年度に11件、合計しますと38件になります。その38件の中で、今実際に企業が進出した、進出する計画があるという実績ベースでの数字をお答え願います。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

実際に、今誘致に結びついた件数になりますけれども、7件になります。主に真正地域の浅木、国領、温井になります。企業名はまだ建設されていないということで、報告は控えさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

今、38件中7件が実際に進んでいるということで、非常に頼もしい数字だと思います。

次の質問に移ります。

2番目の質問です。

現在、ホームページで情報発信する以外に、今後どのような企業誘致を行うのかということに対して質問させていただきます。よろしく願います。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

本市では、本巢インターチェンジに近接した産業誘導地区、オーダーメイド型での企業用地造成事業、企業立地促進奨励制度の誘致奨励金や雇用奨励金の交付について、ホームページにて情報発

信をしています。このほかに、一般財団法人電源地域振興センターに企業誘致支援業務を委託し、電源地域所在の産業団地情報のウェブサイトの掲載、企業訪問の代行、企業展の開催、全国1万社へのアンケート調査などを通じて、本市のPR及び企業ニーズの収集を行っています。さらに、県の企業誘致課と連携し、企業からの問合せの情報の共有を図っています。

今後につきましても、これまでのPR活動を継続し、企業ニーズに合わせた企業誘致に取り組んでまいります。

[2番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

ありがとうございます。

今の電源地域振興センターによる企業誘致支援業務を委託しているということで、電源地域振興センターは電源以外のこのような業務を行っていることを聞きまして、理解をいたしました。

次の質問に移ります。

現在、屋井の工業団地は既に埋まっておりますけれども、工業団地を今後整備する計画があるかどうかについてお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

本巢市におきましては、過去に屋井工業団地を本巢市土地開発公社が整備し、平成28年8月に完売した後、議会の議決を経て、平成30年6月に公社を解散した経緯があります。解散した理由としては、分譲面積と企業の取得希望面積に乖離があるなど企業の条件に合わず、実際、屋井工業団地では完売までに8年を要しました。期間が長引くと、土地の維持管理費や造成費等に要した借入利息分などを分譲価格に上乘せするため、企業の費用負担が増え、買手が見つかりにくくなるおそれがあります。この経緯を踏まえ、市が事業主体となって企業の要望に応じ、土地の取得から造成までを一括して行うオーダーメイド型企業誘致を推進しています。

オーダーメイド型の場合は、売却先の企業があらかじめ決まっているため、土地が売れ残ることではなく、売却費用につきましても覚書を締結し、土地取得費や造成費など引渡しまでに要した全ての費用を企業からいただきます。さらに、国などの関係機関と調整し、造成に必要な盛土材を無償で調達できるなど、造成費用の軽減につながるメリットもあります。以上の理由から、市が自ら工業団地を整備する計画はございません。

今後も企業のニーズや条件に合わせ、市内への企業誘致を促進し、地域活性化や雇用の確保に取り組んでまいります。

[2番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

ありがとうございます。

工業団地の整備をやらずに、オーダーメイド型で企業誘致を行うということで理解をいたしました。

次の質問に移ります。

4番目です。

ホームページに掲載している産業誘致地区より北側、本巢地区より北で企業誘致エリア、本巢地区以北まで誘致エリアを広げることにはできないかということですが、いかがでしょうか。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

市としましては、本巢トンネル以北の地域は都市計画区域外であり、用途制限がないため、工場の建設は可能な地域であることから、雇用の確保など過疎化対策の一環として企業誘致を推進していきたいと考えています。

御質問のありました本巢トンネル以北地区への誘致エリアの拡大についてですが、企業からのニーズや相談はございません。企業側の立場から見ますと、積雪や土砂災害の影響を受けやすいこと、また輸送時間が長くなることにより、原材料の搬入及び製品の出荷コストが増大することなどが懸念されています。また、山間部での従業員の確保が難しいこと、既存の従業員の通勤の利便性が低いことに加え、商業施設や医療機関、教育機関が南部地域に比べて限られているため、家族帯同の従業員から敬遠されやすいという点もあり、企業誘致のニーズは非常に少ないものと認識しております。

今後も企業の御意見を伺いながら、本巢トンネル以北の地域に進出を希望される企業がございましたら、誘致活動を進めてまいります。

[2番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

一応本巢地区以北ということで、本巢地区を含んだ北側を質問したつもりだったんですけれども、本巢トンネル以北になって若干残念なところがありましたけれども、大体の概要は理解いたしました。しばらく見守りたいと思います。

次の質問に移ります。

東海環状自動車道沿線、特に大垣から山県エリアで本巣市にぜひ工場などを建設したいというような立地条件の優位性を何か考えているのかについてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

企業誘致の取組というのは、先ほど来、部長のほうからのお話をさせていただいております。そのように、企業の引き合いも大変多くあるということでございますし、それはやっぱり今回できた東海環状沿線ということもあり、そしてまたインターに近い、パーキングもある、そういったことから、企業の皆さん方のこの本巣地域に対するいわゆる関心が大変高くなっているということを感じております。そういったことで、私どもはこういった今までのこの経験をベースに、これからもこの優位性というんですかね、皆さん方が関心を持っていただいているこの取組をこれからもどんどん強化をしていきたいというふうに思っております。

なぜこういったことで皆さん方がこの本巣市にそれだけ関心を持ってやっていただけるかと申し上げますと、それが優位性となるわけでございますけど、まず東海環状自動車道本巣インターチェンジが開通いたしまして、工場建設が可能な産業誘導地区がインターチェンジ周辺に広がっていることがあります。特に見延から屋井にかけまして、約73.4ヘクタールの産業誘導地区を本巣市は設定をさせていただいております。中心には、本巣インターチェンジに連結する都市計画道路長良糸貫線が整備されているということから、交通の利便性の高い地域になっているというようになっております。

また、企業誘致を進めるには、地権者等の御理解、また御協力、また農振除外、農地転用、開発協議などの手続が必要となりますが、本市では企業ニーズに合った産業用地が提供できるよう、オーダーメイド型の企業用地造成事業やワンストップサポート体制によりまして、進出企業の支援を行っているところでございます。こうした取組が企業誘致を進める上で明確な強みになっているんじゃないかというふうに思っています。

これだけ皆さん方が関心を持っていただいているということは、これだけ我々にとっても、これが強みじゃないかというふうに思っております。この優位性を今後生かしながら、積極的に企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

ありがとうございます。

インターチェンジ開通というこのタイミングで、この数年が企業誘致に関しては非常に重要な時期になると思っていますので、今後も引き続き積極的な誘致活動をよろしく願いいたします。

来年の今頃は、先ほど7件ということでしたけれども、来年の今頃は10件、15件ぐらいの企業の進出の数が増えておれば非常にいいなと思っていますので、期待しております。ありがとうございました。

**○議長（今枝和子君）**

続いて、3番 翠昭博議員の発言を許します。

翠昭博議員。

**○3番（翠 昭博君）**

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づきまして順次質問をさせていただきます。

初めに、東海環状自動車道は1972年に調査が始まり、1996年に最初の工事に着手し、このたび2025年8月30日に本巣インターが誕生するまで50年以上かかりました。本巣市内に高速道路のインターチェンジが誕生したことが、この地域にとってどれほど魅力的なことなのか、改めて私が語るまでありません。道路はネットワークを形成していることが大切であることを述べて、新たなまちづくりに向けてスタートを切るこのタイミングで、最初の質問に入ります。

大きく1番、次期都市計画マスタープランについてでございます。

本巣市の新しい顔セントラルゾーンについて、これからその計画作成に当たり、具体的にどのように進めていかれるのかお尋ねします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、本巣市の新しい顔セントラルゾーンということで、マスタープランの策定についての関連した御質問にお答えを申し上げたいと思います。

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、市の将来像や土地利用に関する基本方針を示す計画で、このマスタープランに基づき、土地開発やインフラ整備といったまちづくりが進められるところでございます。

本巣市では、平成29年度に策定いたしました現行のマスタープランに基づき、東海環状自動車道の整備を見据えた交通インフラの整備や、産業雇用の創出に向けた企業誘致に積極的に取り組んでまいりました。その成果として、岐阜県人口動態統計調査の社会増減数におきまして、令和3年度までは転入者に比べて転出者が多い転出超過であったものが、令和4年度からは転入が転出を上回る転入超過へと転じ、その傾向が現在も維持されているところでございます。

また、令和2年の国勢調査によりますと、本巣市の昼間人口の割合は101.1%ということございまして、瑞穂市や北方町、大野町などの近隣自治体が80%程度であることに比べ、高い水準となっ

ています。これは岐阜市や大垣市などと同様に、本市が近隣住民の働く場所となっていることを示しております。

これらの変化は、今年度行った市民アンケートにおきましても、交通インフラの整備や産業・企業誘致についての市の取組について、約70%の方から進んでいるという評価をされたことから、多くの市民の生活実感としても現れているところでございます。

こうした実績を踏まえ、次期マスタープランの改定におきましては、これまで進めてまいりました交通インフラの整備や企業誘致をさらに前進させ、持続可能で活力ある本市のまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

また、都市計画マスタープランの改定に併せて、新たに策定する立地適正化計画では、今後深刻化していく少子高齢化や人口減少社会に対応すべく、都市機能や行政機能の集約、居住区域の誘導によるコンパクトシティの構築を図ってまいります。市役所新庁舎や東海環状自動車道本巣パーキングエリア周辺は、市の人口重心付近に位置し、樽見鉄道モレラ駅や主要幹線道路の結節点としての利便性を持つことから、地勢的にも市の中心地点に当たり、地域間連携の拠点ともなる大きな可能性を持っていると考えております。

次期マスタープランでは、このエリアを本市のセントラルゾーンと位置づけ、都市機能の集約や防災拠点としての役割に加え、産業誘致などによるぎわいの創出も含め、市の顔となる町並みを形成していく地区として、地区計画に位置づけることも視野に検討を進めてまいります。

ただ、こうした計画の具体化に当たりましては、市民の皆様や地権者の方々との十分な協議と合意形成が欠かせません。今後、説明会や意見交換の場を設けて、地域の実情やニーズをしっかりとお聞きしながら調査研究を進め、この構想を前へと進めてまいりたいと考えております。

本市の今後のまちづくりにつきましては、都市計画マスタープランと立地適正化計画の2つの計画を連携させ、単にセントラルゾーンに機能を集約するだけでなく、既存の生活拠点を生かした多極ネットワーク型の都市構造、いわゆるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を目指すことにより、土地利用の効率化と暮らしやすさの向上が実現したまちづくりを推進してまいります。これにより、効率的な投資誘導や地域活性化の促進が期待され、市民にとって魅力的で持続可能な都市づくりの実現となるように推進してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

市長からコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を目指すこととし、土地利用の効率化と暮らしやすさの向上を両立したまちづくりを推進してまいりますと力強い決意の答弁をいただきました。

そこで、次の質問に移ります。

セントラルゾーンを形成するためには、第3次本巢市道路網整備計画の将来幹線道路の整備網が必要と考えております。具体的に、かつどのよう検討を進めていただけるのか、お尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えいたします。

本巢市では、将来の都市交通の現状課題の解決と持続可能で活力あるまちづくりの実現を目指し、都市計画マスタープランも踏まえ、令和5年度に第3次道路網整備計画を策定いたしました。本計画の基本方針は、「人がつながる活力あるまちをつくる道路網の構築」と、「人が住みたい誰もが安心・安全なまちをつくる道路網の構築」の2つの柱に集約されております。これらの基本方針を実現するため、次の4つの課題と課題解決に必要な道路の機能を定め、幹線道路網の整備を進めております。

1点目といたしまして、人口減少、少子高齢化に対応した都市交通の構築です。歩行者・自転車の安全確保や公共交通の支援、景観形成機能を重視し、特に学校周辺や公共交通駅へのアクセス道路の整備に注力しています。

2点目として、地域活力の向上に資する幹線道路網の形成です。産業拠点、商業拠点、観光・レクリエーション拠点、新たなまちづくり拠点の中心道路や主要アクセス道路の整備を図っています。

3点目として、円滑な交通の確保です。広域交通との連携や市内地域間の交流促進を支える道路網の整備を推進し、渋滞緩和や交通の円滑化に努めます。

4点目といたしまして、安心・安全なまちづくりに資する道路網の形成です。交通安全の確保、歩行者・自転車利用者の安全向上、火災時の延焼遮断機能、避難・救援活動を支える道路整備に重点を置いております。

以上の観点で整備すべき道路網を評価し、優先順位の高いものから令和10年度までの短期整備区間、令和15年度までの中期整備区間、令和16年度以降の長期整備区間に位置づけたアクションプランを設定し、現在は短期整備路線から順次整備を行っております。

なお、本計画は、次期都市計画マスタープランや景観計画等の上位計画と連携しながら、実情に応じて適切な時期に評価や見直しを実施してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

今の答弁の中で、結びで、本計画は、次期都市計画マスタープランや景観計画等の上位計画と連携しながら、実情に応じて適切な時期に評価や見直しを実施してまいりたいと考えておりますとい

う答弁をいただきました。

本市は、平成24年の2月1日、2021年ですけれども、景観法に基づく景観行政団体となり、都市計画の方向性と足並みをそろえて積極的に取り組んでいくために、本巣市景観計画を策定し、今年で13年目をたちました。本計画で、景観に大きな影響を与える状況の変化など、5年をめぐりに定期的に見直しの検討を行うものと明記をされております。そこで、その評価や見直しをいつ行うのか、お尋ねします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの再質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

**○都市建設部長（高橋君治君）**

景観計画の見直しの検討についてお答えいたします。

本巣市景観計画は、平成27年3月に本市の豊かな自然等の景観資源を生かし、良好な景観の形成及び景観に配慮したまちづくりを推進することを目的として策定しました。東海環状自動車道の開通に代表される社会状況の大きな変化、現計画の策定から10年が経過したこと等を踏まえ、計画の見直しを行っております。見直しは、令和6年度に着手し、今年度の末の改定を予定しており、これまでに3回、本巣市景観審議会における審議を重ね、学識経験者等から御意見を賜り、計画案への答申をいただきました。主な改正の内容としては、今後、本市の玄関口となるセントラルゾーンに当たる地域について、新たに町並み形成区域の区分を設け、事業者への負担にも配慮しつつ、良好な景観形成を目指し協力を求めます。

なお、本市を象徴する中山間地域の町並みや水辺環境等の自然景観の保全につきましては、従来どおり現計画を踏襲してまいります。

今後は、令和8年1月に住民説明会及びパブリックコメントを実施し、広く市民の御意見を募ります。いただいた御意見を踏まえて計画案にまとめ、本巣市都市計画審議会へ諮問し、審議会の答申をいただき、3月の議会にて必要な条例改正を御審議いただき、次期景観計画を改定、公表する予定となっております。

〔3番議員挙手〕

**○議長（今枝和子君）**

翠昭博議員。

**○3番（翠 昭博君）**

ありがとうございました。

楽しみにしております。よろしくお願いします。

これまでは、将来に向けたまちづくりについて質問をさせていただきました。

東海環状自動車道を含め、高速道路等整備により交通量が増えることを鑑み、現在、市民の生活にとって大切な市道における歩道整備と道路の空間整備の質問に移ります。

大きく2番でございます。

歩道整備計画と生活道路の安全確保についてでございます。

項目としては1番、現在と将来における歩道整備状況と計画についてです。

現状、市道の総延長は680キロ、歩道の設置率は7%であります。1級市道40キロで歩道整備率29%、2級市道52キロで歩道整備率12%でございます。一方、令和2年路線別の歩行者・自転車関連事故発生件数は、市道が約75%を占めております。そこで、現在と将来における歩道整備状況と計画についてお尋ねします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

**○都市建設部長（高橋君治君）**

それでは、お答えいたします。

歩道整備の計画につきましては、歩道に限っての計画は策定しておりませんが、先ほど御質問の答弁させていただきました第3次本巣市道路網整備計画に位置づけた今後整備する幹線道路には歩道を設置する計画となっており、現在短期整備区間に位置づけされた市道糸貫0112号線や市道糸貫0008号線、市道真正2010号線など歩道を設置する計画で進めております。計画時点で市道の整備済み歩道延長は約47キロメートル、今後の整備予定延長としてはおよそ20キロメートルでございます。整備の順序といたしましては、歩行者・自転車交通を確保する機能や、それら利用者の安全を確保する機能を評価項目として、優先度を整理しているため、歩道も含めた路線の優先順位にのっとり順次整備を進めてまいります。

[3番議員挙手]

**○議長（今枝和子君）**

翠昭博議員。

**○3番（翠 昭博君）**

ありがとうございました。

結びのところで、整備順序といたしましてということでありました歩道、歩行者・自転車交通を確保する機能や、というところでございます。まさに交通弱者と言われているところに対する機能を確保していくということはとても大切だと思っております。

現在、多くの学生などは小・中・高等学校へ歩いたり、自転車でアクセスしております。歩行者・自転車の安全をより確保する必要がある市道が多くまだ存在をしております。

一方、国土交通省では、平成29年5月1日に施行した自転車活用推進法の理念に基づき、自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の確実な実現を呼びかけております。本市も市道の空間整備の推進など、早期にその対応をお願いいたします。

次の質問に移ります。

次は、通学路を生活道路の一部を使用しており、通過交通の速度抑制する取組はについてでございます。

当市では、その交通安全対策は副市長をトップとした本巢市通学路安全推進協議会を平成26年10月に設置をされ、本巢市通学路交通安全プログラムが策定されました。国土交通省ではゾーン30プラスという取組を推進しており、車では速度30キロまで抑える、車両のスピードを30キロまで抑えることが命を救うラインとして施策を進めております。大切な児童の命を救うのは道路管理者の使命でもあり、私たち大人の責務と考えます。

そこで、現在、市道本巢1046号線の本巢小学校の付近の通学路において、ゾーン30の適用がされております。その区間にハンプなどの物理的デバイスを適切に組み合わせたゾーン30プラスを提案します。具体的には、本巢小学校の前にある横断歩道をスムーズ横断歩道にすることです。

ここで、質問通告書にあります資料1、4ページ、5ページを開いていただけたら幸いです。

フリップを使ってよろしいですか。

資料1のところでございます。

4ページの一番上に、凸部、狭窄部、屈曲部の設置に関する技術基準ということで、平成28年4月1日に施行、国土交通省道路局とあります。これが先ほど言いました道路の、平たんな道路に物理的デバイスを設置する、これの技術基準でございます。ポイントは4つありまして、特に凸部の高さを10センチ、傾斜分の縦断勾配を平均で5%、最大で8%を標準とするということでございます。イメージ的には、その4ページのところですね、下側のものです。2メートルの平たん部、ここが傾斜部。傾斜部がありまして、真ん中の2メートルが平たん、そしてまた2メートルで路面に傾斜で下りていくというところでございます。この先ほど言いましたスムーズ横断歩道というのは、この平たん部2メートルのところを横断歩道の幅に施工するというところで、国土交通省ではハンプ、それから横断歩道を巻き込んでいますとスムーズ横断歩道という名前で使っております。

5ページに参りますと、その技術基準の特に傾斜部の勾配についての説明があります。なぜこの部分がピックアップされているかといいますと、5ページのところで平均5%という数字の傾斜があります。2メートル行って10センチ上がるわけですから、平均5%の直線の文字がありますけれども、これを造ると騒音、振動につながります。この特徴は、真ん中に最大8%であります、ラクダのこぶのようなものを造る、ここで30キロを超えている自動車を十分に減速させる凸部の構造ということでもあります。それで、狭い日本の道路ということでありまして、下のほうにあります車椅子使用者を含む歩行者への対応が必要だ、バリアフリー基準はどうかということについても十分対応しているという構造であります。

こういった構造の物を先ほど答弁させていただきました本巢小学校の前にある横断歩道、スムーズ横断歩道にすることについて、道路管理者の立場で御意見をお尋ねします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

**○都市建設部長（高橋君治君）**

それでは、お答えいたします。

現在、市道における主な速度抑制の手段としては、通学路注意の路面標示や路側帯へのカラー塗装を行い、ドライバーへの注意喚起を図っております。また、御質問いただいたとおり、小学校周辺でエリア全体を30キロ規制とするゾーン30を設定している例もあります。

道路交通法施行令の改正により、令和8年9月1日から道路標識等により最高速度の指定がされていない生活道路における自動車の法定速度が60キロから30キロに引き下げられます。中央線または車両通行帯が設けられている道路や、現在速度規制が指定されている道路は除かれますが、該当しない集落内の生活道路はゾーン30の規制がなくても制限速度が30キロとなります。

御提案いただきましたゾーン30プラスなどの物理的な速度抑制対策については、通学路改善会議の意見を踏まえ、設置する際には地域の理解を得ながら御提案いただきましたような物理デバイスの設置に取り組んでまいります。

[3番議員挙手]

**○議長（今枝和子君）**

翠昭博議員。

**○3番（翠 昭博君）**

ありがとうございました。ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

市施設の有効利用についてでございます。

現在使用されていない施設等の再利用計画と維持管理費についてでございます。

令和6年第4回本巣市議会定例議会、12月5日開催当時の議員から一般質問され、それ以降市当局としてスケジュール感を持って努力されていると思いますが、1年がたちました。この1年で様々な検討をされた内容などお尋ねします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

**○総務部長（村澤 勲君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

施設機能の移転や廃止に伴って現在使用されていない施設につきましては、現在15施設ございます。これらの施設のうち、立地的に売却や賃貸借が見込めそうな施設につきましては、施設の特性や地域の実情に応じて、公募型プロポーザルや一般競争入札などの手法により処分等を進めてまいります。

現在は、本年11月13日に旧もとす合同庁舎及び旧真正民俗資料館の跡地について、11月17日に旧糸貫西幼稚園の跡地について、建物等解体条件付土地の売却に係る公募型プロポーザルの公告を行ったところでございます。

また、旧糸貫分庁舎及び糸貫老人福祉センターにつきましては、来年度以降の解体に向けた解体設計業務を行っております。解体後の跡地利用が課題となっておりますので、民間事業者等からの

アイデアや進出意向などを把握するための調査を行い、今後の活用方法を検討するための準備を進めているところでございます。

旧本庁舎につきましては、これまで他施設の代替施設としての活用を検討する中で、引き続き利用するためには多額の施設改修費用がかかることが判明し、今後の在り方を検討してまいりましたが、外郭団体の他施設への移転などにより利用する必要がないことなどから、今後解体する方向で検討してまいりたいと考えております。

そのほか、旧真桑幼稚園及び旧弾正幼稚園につきましては、今年度、アスベスト含有調査を行っておりますので、担当部局と調整を行いながら、今後の処分について検討を進めているところでございます。

そのほかの施設につきましても、同様に利活用もしくは処分方法などについて検討を進めてまいります。

最後に、使用されていない施設の維持管理費でございますが、15施設のうち6施設につきましては、維持管理費は生じておりませんが、9施設につきましては、令和7年度予算として約1,650万円を計上しております。主な施設といたしましては、NEO桜交流ランドの約990万円、旧本庁舎の約230万円、旧根尾小学校の約150万円、根尾デイサービスセンター及び根尾生活支援ハウスの約129万円でございます。

[3番議員挙手]

**○議長（今枝和子君）**

翠昭博議員。

**○3番（翠 昭博君）**

ありがとうございました。

今答弁のあった使用されていない施設の維持管理費の中で、維持管理費が約990万円の現在休業中のNEO桜交流ランドの利活用について、その検討状況等が分かる範囲での説明をお願いします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの再質問についての答弁を総務部長に求めます。

**○総務部長（村澤 勲君）**

それでは、分かる範囲でお答えをさせていただきます。

NEO桜交流ランドは指定管理者の公募を続けておりましたが、応募がなく、令和5年度から休館をしております。温泉の再開を目指し、企業へのサウンディング調査を行い、令和7年2月からは施設の無償貸付けによる温泉再開の公募型プロポーザルを実施し、1社の応募がありました。審査の結果、最優秀提案が選定され、優先交渉権者が決まりました。提案内容には水素を使った発電計画が含まれており、具体的には太陽光発電により水を分解し、発生した水素と酸素の化学反応で発電を行うものでございます。この電気や熱を活用して温泉施設を運営する予定でございました。

発電設備の導入に当たっては、国の補助金を活用し、土地借用に関する担保書面が必要なため、仮契約を締結していましたが、国の補助金採択が得られず、財源確保が難しくなったため、令和7

年10月に仮契約を解除したところでございます。

現在は、施設の草刈りや換気、電気設備の点検など最低限の維持管理を行い、再開に備えております。今後につきましては、企業へのサウンディング調査を継続し、温泉再開を目指して取り組んでおります。また、温泉以外での利用についても、補助金を受けている国と協議し、別の活用案を検討してまいりたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

分かる範囲でありがとうございました。ぜひその方向で進めていけたらなあと私も思っています。次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、その中でも教育施設ということに絞ります。

その初めに、その施設が有効活用されている事例をまず紹介して、質問に入りたいと思います。

現在、元根尾小学校の体育館でBMX（バイシクルモトクロス）の練習場に以前から使用されております。そこで練習をしていた選手が、先月11月30日に国内で初めて開催された自転車BMXフリースタイルパークのワールドカップに出場しました。本巢市出身の16歳の女性です。その方が初優勝を果たし、年間総合ランキングでも初めて1位に輝いたニュースは12月1日にも報道されました。その新聞によりますと、3年後のロサンゼルスオリンピックを視野に入れて、これからも練習に頑張って勝てていけたらという記載もされておりました。まさに本巢市民の宝を全国、いや全世界に発信するチャンスが来ました。この若者たちも含めて、関係する多くの方々に頑張ってもらっている現状で、教育施設が有効に活用されております。

ここで質問ですが、糸貫公民館など現状での教育施設の廃止計画などについてお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

教育施設の老朽化に伴う施設の廃止計画についてお答えします。

本市には、幼稚園、小学校、中学校、給食センターをはじめとする学校教育施設に加え、公民館や資料館、体育館などの社会教育施設も数多く設置されております。これらの施設の多くは、昭和40年代から50年代に建設され、建築後約30年以上が経過しており、老朽化が進んでいる施設も見られることから、維持管理が大きな課題となっております。

合併以降、多くの施設が利用される中でも、特に教育施設の老朽化は深刻な状況にあります。現時点では、老朽化した施設をどのように維持管理するのか、また廃止や改修の判断基準などをどのように設定するかが重要な課題となっております。こうした状況を踏まえ、市では、本巢市公共施

設等総合管理計画及び公共施設再配置計画に基づき、施設の長寿命化と安全確保を最優先に、統廃合・複合化などを計画的に進めております。具体的には、定期的な調査や点検を行い、耐震性や設備の状態、利用者の安全を最優先に評価した上で、必要に応じて改修や更新、予防的な措置も実施しております。

また、今後の子どもの数や利用者の変化を踏まえ、効率的な施設運営を目指しています。利用率の低い施設については、統廃合や他施設への転用なども視野に入れ、地域の状況に合わせてより活用しやすい方法を考えてまいります。

施設の廃止に伴う跡地についても、地域や教育環境の状況に応じて適切に対応してまいります。老朽化に伴う課題にしっかりと向き合い、計画的な維持管理と再配置を進めることで、今後も安全で安心して学べる環境づくりに取り組んでまいります。

[3番議員挙手]

**○議長（今枝和子君）**

翠昭博議員。

**○3番（翠 昭博君）**

ありがとうございました。

ただいまの答弁の中で、施設の廃止に伴う跡地についても、地域や教育環境の状況に応じて適切に対応してまいりますとありました。その跡地利用など、一時平場となった場合ですけれども、私の提案としては、糸貫公民館周辺でございますけれども、当面平地になった場合はBMXの聖地として、そのイベント会場に活用するなど、今後考えていただければ幸いです。

次の質問に移ります。

文化財等の発信拠点を市役所とする考え方はであります。

ここで糸貫公民館2階ホール片隅にあるピアノは、令和4年10月23日新聞にも取り上げられました。その当時は話題にはなりましたが、その方はですけれども、郷土の発展に尽力され、顕彰碑も建立されている状況を鑑み、一過性に終わることなく、本巢市の宝を多く市民の方に見ていただき、どんなに郷土を離れていても郷土を忘れることなく、大切にする気持ちを継承していく観点が重要であると思います。

そこで、現在も新庁舎のホールの一部を使ってイベント等PRスペースに使用されておりますので、そのピアノもその対象にさせていただく考えがあるのか、また多くの文化財などを地図に示して紹介する継承地点に使うことの考えがあるのか、そんなことを提案させていただきます。

そこで、文化財産等の発信拠点を市役所とする考え方についてお尋ねします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（高木孝人君）**

文化財産等の発信拠点を市役所とする考えについてお答えさせていただきます。

本巢市は、市民憲章にもあるように文化が薫るまちであり、市内には国指定天然記念物の淡墨桜、国指定無形民俗文化財の能郷の能・狂言、真桑文楽など、多くの有形・無形の文化財があります。さらに、近代数学の父と称される高木貞治博士をはじめ、郷土の発展に尽力された方々の顕彰碑も市内各所に建立されています。これらの文化財や郷土の発展に尽くされた方に関する情報につきましては、現在、市内の公民館やしんせいほんの森など社会教育施設で知ることができます。加えて、親族などから寄贈された絵画やピアノなど、郷土の発展に尽くされた方のゆかりの品については、各公民館や図書館に展示・保管しております。指定文化財については、文化財マップを作成し、市内公共施設に設置することで、多くの市民や来訪者に手にしていただけるようにしております。文化財に関する問合せも毎年数多く寄せられ、対応は教育委員会で行っております。

現在、市役所については、市内にある有形・無形の指定文化財の情報発信の場と考えており、寄贈されたピアノや絵画、本などの地域ゆかりの方の品は、主に各公民館や図書館などの社会教育施設で展示・保管をし、情報提供できるようにしております。

今後も市役所や市内社会教育施設のそれぞれの役割に応じて、指定文化財の紹介や寄贈された品の展示・保管をしてまいります。あわせて、本巢市の指定文化財や郷土の発展に尽くされた方をより多くの方々に知っていただくために、企画展の実施やホームページの活用をするなどして、情報発信に努めてまいります。

[3番議員挙手]

**○議長（今枝和子君）**

翠昭博議員。

**○3番（翠 昭博君）**

ありがとうございました。

私としても、そういった多くの皆さんに見える化をしていく、そしてちょっと汗をかかなければいけないけれども、企画展などの実施などを市役所のホールなど有効なスペースを使って、多くの方に市役所が目的地になるような、そんな文化の発信をしていけるようなスペースを定期的につくっていただくことをお願いして、次の質問に入ります。

次の質問は最後でございますけれども、大きな4番でございます。

自治会を活用し、地域の思いを掘り起こすについてでございます。

本巢市民の多くの声、サイレントマジョリティーも含め、を的確に聞くことは行政を進める上で最も大切であり、皆さんがそう思っておられることを確信しております。新しい市民の方に新規に自治会に加入していただく旨の説明など適切に行われているのか、また行政などがお手伝いできないのかなど考えております。

そこで、現時点で市民の各自治会への各地区ごとの加入率をお尋ねします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市の自治会加入率につきましては、令和7年4月1日現在で、本市の住民基本台帳上の世帯数1万3,261世帯に対する自治会への加入世帯数は1万1,031世帯であり、加入率は83.2%となります。地域別の加入率といたしましては、根尾地域が94.7%、本巣地域が82.9%、糸貫地域が82.7%、真正地域が82.4%となります。過去3年間の市全体の加入率と比較しますと、令和4年度が87.2%、令和5年度が87.8%、令和6年度が85.5%と推移し、令和7年度は前年度より2.3ポイント減少しており、加入世帯数は年々減少をしております。

しかしながら、県内21市で比較してみますと、令和7年度の自治会加入率の県内平均は63.3%であり、半数以上の13市が70%以下となっている中、本市の加入率83.2%は県内21市中3番目に高く、まだまだ高い水準にあります。

〔3番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

今答弁にあったように、私としては加入世帯数は年々減少していることという答弁があったかと思えますけれども、私はそこに問題意識を持っております。今後とも加入率が下がっている原因などをよく分析して、早めに手だてを打つことをお願いして、次の質問に移ります。

2番目として、議員と自治会長などと直接お話が聞ける仕組みなど、今後の見通しはについてでございます。

令和7年1月16日に本巣市特別職報酬審議会において、本巣市特別職の報酬などの額について答申が市長にされました。その答申に附帯意見として、議員の活動が見えない、具体的な活動が伝わってこない、市民の負託に答えられていないなど、議員活動の可視化や透明性を求める意見がありました。

そこで、日頃市民の方々とお話をさせていただき、地域をまとめ、市行政の指示の下、最前線で地道に頑張ってお世話になっている自治会長の方々や議員が汗をかいて直接お話が聞ける仕組みが必要だと私は考えました。

そこで、議員と自治会長等の直接お話が聞ける仕組みなど、今後の見通しについてお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

現在、本市では、市議会議員と自治会長等が直接対話できる、例えば懇談会や意見交換会などの

場は設けておりません。自治会長は地域住民の方の声を集約していただき、行政とのパイプ役として、また自治会活動を行うために必要な各種補助金の手続など、大変重要な役割を担っていただいております。市から自治会長への各種連絡事項等は年4回開催しております地域自治会長会で説明しており、それ以外につきましても随時御連絡、御相談をするようにしております。

一方、自治会からの支援の要望につきましても随時お受けし、様々な課題について御相談させていただきます、市と自治会の双方向の対話により、自治会活動が円滑に進むように努めております。

また、各自治会長の連絡先につきましては、各自治会の同意を取って議会に情報提供しておりますので、必要に応じて直接対話することは可能となっております。

したがって、市が議会議員と自治会長等の意見交換会のような場を設けることは現在は考えておりませんが、今後、連合自治会等で自治会長との御意見も伺っていきたいと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

ありがとうございました。

私は、この質問をさせていただいたのは、先ほども述べましたけれども、本巣市特別職報酬審議会において市長に答申されたときに附帯意見ができました。その意見に対して全ての議員が具体的に動き出すことが最も大切であると考えておりますので、これからも市当局の協力も受けながら、議員活動の可視化、透明化を確保するよう頑張る決意を述べて、私の一般質問を全て終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分となります。

午前10時30分 休憩

---

午前10時48分 再開

○議長（今枝和子君）

それでは、再開をいたします。

なお、14番 鏑本議員は欠席をされますので、御報告をさせていただきます。定足数は14名で、定足数に達しております。

続いて、4番 高橋知子議員の発言を許します。

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

主に3つの質問を予定しています。

本巣市の議席番号は、何年議員をやったか、同じ場合は年齢の低い順から並んでいます。議席番

号4番の私からは2期目以降の議員になるわけですが、改めて身の引き締まる思いです。

市民の皆様の代弁者、そして大前提に、市議会議員として1期目4年間に学んだことやつながりをより生かし、もっと柔軟に、もっと確実に仕事をしていきたいと思えます。

そして、この節目の機会に、市民の方々のリアルな声をより多くお聞きすることができましたので、それらの声を一般質問につなげてまいります。

まずは、性教育についての質問で3点質問します。

性教育の質問は、今までに2度行いましたが、子どもたちを取り巻く世の中の状況はといえば、性被害の報道をされない日がないほどで、さらに悪くなっているようにしか思えません。例えば、新聞では、以前では探さないと出てこなかった性被害の記事が、わざわざ探さなくても、毎日一つは載っているくらいです。最近では、教員だらけのグループによる児童への盗撮などの不祥事は全国で相次いでおり、教育現場への信頼が揺らいでいるという指摘もあります。

2017年の性犯罪に関する刑法の一部改正から、今まで表に出なかった性犯罪が出やすくなったということもありますが、まだまだ全てのものが表に出ることはなく、2021年のものではありますが、厚生労働省の調査によると、日本では年間約39万人、1日当たり1,000人以上の子どもが性被害に遭っていると推定されています。

昔からよく子どもに言われていた「知らない人にはついていっては駄目だよ」という教えは、裏を返せば、顔見知りの人なら大丈夫となり、子どもは安心してしまいます。しかし、前回もお伝えしたとおり、今の時代、加害者は顔見知りである割合が高いという事実があります。

内閣府の報告によると、最も深刻な性被害の加害者は、親密な人が17.6%、見知らぬ人は35.6%、そして顔見知りの人72.1%となっています。この知識というか、この感覚がないと、身近に性被害を受けている子どもがいても、周りの大人が気づけない、適切な支援につなげられない可能性も生じます。

また、これまで軽視されてきた男児の性被害の認識も変えていかなければなりません。日本では古くから被害の割合は男の子対女の子が1対9のように信じられてきましたが、これも内閣府の報告ですが、実際は1対2が世界の通説です。

そして、今は子どもから子どもへの性被害も深刻です。つい先日もNHKの朝の番組で特集があり、加害者が中学1年生の男の子、被害者が小学3年生の男の子で、被害者の小学3年生の子の母親が、取り返しのつかない傷を自分の子どもが負ってしまったことに泣きながらインタビューに答えてみえました。同じスポーツクラブで、近所の頑張っているお兄ちゃん的な存在の中学1年生は、何げないきっかけからネットで知識を得て、言いやすい子に実行しました。

その番組では、多くの性加害者は、小さいときにネットでふとしたところから性に関する情報を得て、そのまま徐々にはまっていき、小学校高学年で自分のスマホを持って見放題、中学生や高校生から実行に移していくなど、子どもが性暴力の被害者と加害者双方になり得る現実を、被害家族と加害経験者の証言で描いていました。

インターネット上の無制限な性情報と違法動画が未成熟な子どもの好奇心を刺激し、盗撮などの

性被害へつながる過程がいとも簡単に具体化しています。被害児童の母親は、怒りと自責を抱えながらも、加害少年に正しい性知識の学習を望み、再犯防止と教育の重要性を訴えていました。

また、学校が事件をうやむやにした結果、加害行為の長期化を招いたというケースも報告されていました。

このように、総じて家庭、学校、社会が連携し、性教育、ネットリテラシー教育、早期の相談・治療体制を整え、子どもを被害・加害の双方から守る包括的対策が必要であるとまとめていましたが、まさにこのここからの一般質問でお伝えしたい内容そのものでした。

本巢市では、以前より性教育の取組や強化を図ってくださっていますが、いま一度、まずは市内の各学校での性教育の内容について、その教育内容・時間数・到達目標について教育長にお聞きします。

#### ○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

川治教育長。

#### ○教育長（川治秀輝君）

市内の各学校で実践している性教育についてお答えします。

社会の変化や心ない大人たちの犯罪などから、命の教育、性教育の必要性や重要性はますます高まっています。

各学校における性教育は、心身の成長・発達、人間関係、生命の尊重、自他の尊重、安全な生活などを中心に、各教科や道徳、特別活動などを通して計画的に実践しています。

教科としての学びでは、小学校において、身体の成長と変化、心の発達、周囲への大人への相談の大切さ、生命の誕生などを扱っており、中学校においては、思春期の心身の変化、生殖に関する正しい理解、性感染症の予防、人間関係の在り方など、小学校から発展した学習を進めています。

本市では、これら教科の内容に加え、道徳、特別活動など全教育活動で実施する「本巢市版 性に関する指導計画」を作成し、発達段階に応じて全ての学年で系統的・発展的に指導をしています。

時間数については、全体計画に基づいて小学校が30時間ほど、中学校が20時間ほどの学習をしています。全ての学校でこれを基本としながら、加えて、独自にカリキュラムを作成して実践している学校が複数あります。

一色小学校では、養護教諭が海外と日本の性に関する学びを調査・研究し、さらには児童の実態を把握しながら、幅広い視点から6年間のカリキュラムを立案しています。特に、高学年では、「情報化社会を生き抜く私たち」と題した性犯罪や性暴力に巻き込まれない学習内容を位置づけ、危険性を回避する行動力につなげています。

さらに、性教育を進める専門機関「いのちの授業」ここいくに依頼し、低学年の児童を中心に、生命の誕生やプライベートゾーン等について理解を深めました。

また、根尾学園では、デートDVやWYSH教育といった新たな内容を加え、挑戦しているところです。

これら市内の実践校では、性に関する教育を様々な知識を伝える学習にとどめることなく、関係機関と協働し、体験的な学習などを通じた包括的性教育の実践が充実してきています。

今後の到達目標は、学校間差をなくし、全ての学校で実効性のある包括的性教育を実現していくことにあります。先進的に性に関する教育を行っている学校の実践を市内全ての学校に広げ、子どもたちが自分らしく幸せに生きる力を育てていきたいと考えております。

#### ○議長（今枝和子君）

ただいま議席番号14番 鏑本議員が入場されましたので御報告いたします。ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

〔4番議員挙手〕

高橋知子議員。

#### ○4番（高橋知子君）

ありがとうございました。

各学校で、大変深い性教育が行われていることが分かりました。ぜひとも教育長が今御答弁の中でおっしゃられた到達目標、学校間の差をなくしていくところを、今後も学校同士で連携しながら進めていっていただきたいと思います。

さて、来年度の本巢市予算は、各部署で削減が求められているというふうにお聞きしています。そういった現実も重々承知しておりますが、やっぱりこうして外部の団体に頼んだりなど、子どもの教育費には何かとお金も必要になります。ぜひとも教育費だけは別で考えていただきたいと、ここで強くお願いいたします。

また、来年2026年12月には「子ども性暴力防止法」が施行予定で、この年度内には、子ども家庭庁にて、ガイドラインとマニュアルが策定されるとのことです。対象となる学校設置者等や民間教育保育等事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務づけられています。

そもそも、この問題に当たっての大人の知識や理解には個人差が大変大きいと感じざるを得ません。例えば、近隣市町の議員、岐阜県内の議員選挙では、セクハラを認定された方が上位で当選された際に大きく報道されていましたが、セクハラをしても自分たちの要望を笑顔で聞いてくれれば、セクハラのことはまるでなかったことのように扱われているような気がしてなりません。被害者の方の気持ちを考えると本当にいたたまれないことですが、この現実を変えることはできません。

また、実はトップ当選した方は公約の中で性教育を推し進めるということをされていましたが、このことに関しては一切報道をされず、そちらのセクハラのことだけを報道するという、こういった世の中の情報にも偏りがあるというふうに感じています。

議員の不祥事といえば、先日の新聞記事も大変衝撃的でした。岐阜県の元地方議員が娘へのわいせつで懲役3年の実刑判決を受けたという記事です。2017年頃から犯行を続け、娘はPTSDを発症し厳罰を求めましたが、家族が被害者であることから警察は逮捕を公表せず、検察も匿名で審理を進めたため、公職であったことも伏せられました。関係者は被害者保護を最優先としつつ、社会

的制裁や報道の必要性との間で葛藤を抱えているとのことでした。

これらのことから言えるように、つまり現段階では、いざというときは自分で自分を守る力に頼るしかない場面が多いということです。

国の推奨する包括的性教育では、医療・福祉の専門家による指導が効果的とされ、本巢市でも助産師による性教育や外部団体による性教育など行われていますが、実際に専門家が介入した学校では、子どもが性被害を予防する行動を取れる割合が向上したという研究結果もあるそうです。本巢市にも、先ほどの御答弁と重なるかもしれませんが、さらなる包括的性教育の強化が必要と考え、質問いたします。

性教育をより充実させるために、専門家の巡回やオンライン授業など特別な支援を増やすお考えはありますか、お尋ねいたします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

川治教育長。

**○教育長（川治秀輝君）**

今後の性教育の充実に向けた取組についてお答えします。

本市では、子どもたちが自分や相手の心と体を大切にし、よりよい人間関係を築いていけるよう、発達の段階に即した性に関する教育を大切に進めております。その一環として、昨年度、土貴野小学校で取り組んだ助産師による授業を、本年度より市内全ての小学校において6年生を対象に実施し、命の誕生や身体の変化、自分の体を大切にするなどについて学ぶ機会を設けております。子どもたちからも、私たちは奇跡が重なって生まれてきてすごいと思った。産んでくれたお母さんに感謝したい。男らしく、女らしくといったジェンダーバイアスの思い込みをなくし、自分もみんなも幸せに楽しく生活していきたいといった性に関する学びを深め、自分の命も他者の命も大切にしようとする行動に結びつけています。

さらに、市内の学校には、医師や専門家を招いて性教育の実践を深めている学校もあります。真正中学校では、岐阜県総合医療センターの医師、寺澤大祐氏を招聘し、「いのちの理由」と題した講演会を実施し、生きることの意味、命の尊厳等について、感動を伴って深く学ぶ機会となりました。外山小学校では、岐阜協立大学看護学部講師で助産師でもある戸村佳美氏を招き、命の始まり、妊娠と出産、命の貴さ等について理解を深めました。

教育委員会といたしましては、こうした包括的性教育などの先進的な取組を市内全体に広げていくことが重要だと考えております。学校間の情報共有を進めるとともに、助産師をはじめとした専門家の巡回体制やオンラインを活用した授業の可能性についても、拡充に向けて検討してまいります。

[4番議員挙手]

**○議長（今枝和子君）**

高橋知子議員。

#### ○4番（高橋知子君）

私も土貴野小学校の性教育の授業を参観させていただいたのですが、各学年ごとに、その学年に適した内容を、助産師の皆様が本当に考えて作られた授業を行っており、ぜひとも市内みんなに、全員の子どもたちに受けてもらいたいというふうに感じました。

今、本巣市では、大人のための数学のオンライン講座ということで、秋山仁先生が東京で講座をされている様子をそのままリアルタイムに、本巣市の募集で応募された皆さんが、本当に20代の方から80代の方まで、みんなで一つの部屋に集まって、リアルタイムでオンラインを受けているんですが、オンラインだからどうということはなく、やっぱり秋山仁先生の人柄というものを物すごく強く感じるとても面白い授業で、ぜひ本巣市の皆さんにも受けていただきたいんですけども、そういう感じで、ぜひ、助産師の皆さんお忙しいとは思いますが、オンラインでもリアルな体験というのはできると思いますので、そうした形でまた進めていただければというふうに思います。

性教育に関しましては、やはり読み書き計算と同じくらい、誰一人として漏れのない学習をお願いしたいというふうに思います。

そして、先ほども述べさせていただいた法律の狙いは、性暴力の被害を未然に防ぐため、子どもが自分の身を守る力をつける教育を社会全体で進めることです。しかし、実際は性教育に関する大人の理解度には大きな差があり、この大人側の知識のばらつきが子どもの安全の格差につながっていると考えます。

そこで最後の質問ですが、性教育の重要性を保護者や地域住民の方など大人に伝えていくことはできないでしょうか、お尋ねします。

#### ○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

川治教育長。

#### ○教育長（川治秀輝君）

性教育の重要性を大人に伝えていくことについてお答えします。

本市における性教育の実践は、先ほど述べたとおり、子どもたちが自他の生命や心身を大切にす命の教育として極めて重要な役割を果たしています。しかしながら、保護者や地域住民など大人が、性教育の重要性やその内容についてまだまだ理解されていないことが課題となっています。

性に関する学びは、学校だけで完結するものではなく、保護者や地域住民等、子どもたちを取り巻く大人との連携が極めて大切になってきます。そのためには、まず保護者の皆様が安心して子どもと性について話し合える機会を構築することが必要だと考えています。

市内の学校では、専門家や助産師による性に関する学びを実践しております。こうした機会を案内し、授業参観などを通して、保護者や地域住民も含めて、大人と共に性について学ぶ場を設定するなどして、包括的性教育の必要性について伝えてまいります。

現在、既に保護者の授業参観を進めている根尾学園の保護者は、助産師による性教育を参観し、受精卵の大きさなどを具体的に見ながら命の誕生の神秘さを実感した。親子で命の奇跡と大切さを

考える機会になり、親子の絆もより深まったと話してみえました。あわせて、一色小PTAが学校とコラボして作った「いのちの授業』ここいくのように、PTAや保護者が主体となった性に関する講演会や勉強会等について、より実現できるよう働きかけてまいります。

さらに、地域の方々に向けて、学校・家庭・地域が一体となって子どもを守るという観点から、地域行事や研修の場を活用し、「性をめぐる学びは生き方の学びである」という趣旨を共有できるよう啓発を進めてまいります。

今後とも、学校教育と家庭・地域が協力し、子どもたちが自分の心身を尊重し、他者を大切にできる力を育ていけるよう、さらには大人が子どもたちの存在を真に大切にできるよう、丁寧な情報発信と学びの機会づくりに取り組んでまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

ぜひともよろしく願いいたします。

性被害のことをメインにお話ししてきましたが、やはり今教育長がおっしゃられたとおり、命の大切さというものを学べる性教育は本当に重要だと思います。そちらの面でも、子どもたちには本当に大きないい影響しかないかと思えます。

また、これはちょっと悪いほうの面ですが、自分に嫌なことをしてきた大人が何のおとがめもなくのうのうと暮らしていたら、ましてや社会的に責任ある立場にいたら、その子どもの社会に対する不信感と絶望感は本当に大きいものだと思います。全ての子どもたちが心から安心して、純粋に自分の明るい未来を考えられる本巣市を、これからも市全体で実感していけるまで、引き続き強化をお願いしたいと思います。

それでは、次に投票率について4点質問いたします。

9月に行われた本巣市議会議員選挙の投票率は49%と過去最低となりました。つまり市民の約半数が市政の意思決定に参加していないということになります。

投票率の低下は全国的な傾向ですが、人口減少・少子高齢化が進む自治体では、投票率の低下はまちづくりの担い手不足につながります。政治参加の低下は、行政の信頼、若い世代の定住意欲、地域の未来への関心、全てに影響する重大な問題です。そういったことから、今回の市議会議員選挙では、本巣市でも今までにない新しい取組を多数行っていただきました。それにもかかわらず、49%という過去最低の投票率を市はどのように分析し、どのように受け止められているのか、総務部長にお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本年9月21日執行の市議会議員選挙における投票率は49.96%と、前回の令和3年度執行の市議会議員選挙の投票率52.22%と比較して2.26ポイント低下しており、これは市制施行以降の市議会議員補欠選挙を除く全6回の市議会議員選挙の中で最も低い投票率となります。

市選挙管理委員会では、投票率の向上を目的に、今回の市議会議員選挙から幾つかの新たな取組を行っております。具体的には、これまでも有権者から発行を求める声が寄せられていた候補者の経歴、政見などを掲載した選挙公報を発行し、広く有権者に情報を提供することで投票への意識を高め、投票を促す取組を行いました。

また、CCNetのコミュニティチャンネル上で、総務省制作動画に市議会議員選挙の情報を加えたPR用CMを選挙期間中25回放送し、投票の呼びかけを行いました。加えて、市広報紙の広報「もとす」9月号で、巻頭特集として本巣松陽高校3年生の生徒による「私の1票で未来をつくる」とした投票への啓発を行っております。さらには、市内小・中学生から応募のあった市明るい選挙啓発ポスター作品の入選作品を市役所本庁舎玄関付近に掲示し、明るい選挙の推進を行っております。

今回の選挙では、前回の市議選の投票率を約2.3%下回る結果となり、これら取組の効果が十分に現れず、投票率の向上には至りませんでした。令和3年の投票率は平成29年の投票率に比べ約6.5%下回っており、平成29年の投票率は平成25年の投票率に比べ約4.5%下回っていたことから考えると、下げ幅は小さくなり、一定の効果はあったのではないかと考えておりますが、今後も他市町の取組も参考に、投票率の向上に取り組んでいきたいと考えております。

いずれにいたしましても、投票率が過去最低となったことは、市民の政治参加意識の低下や選挙に対する関心の希薄化を示すもので、重く受け止めております。民主主義の根幹である選挙の活性化は、市政の健全な運営に不可欠であるため、この現状は本市にとっても重要な課題であると認識をしています。

#### [4番議員挙手]

#### ○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

#### ○4番（高橋知子君）

改めてCCNetさんや、また広報紙や公報など、あと済み証もかわいくなっていましたし、投票率は下がりましたけれども、いろいろ今回はやっていただけたということがよく分かりましたが、私も立候補者の一人として、もっと啓発ができなかったのかと反省しています。

ちなみに、投票率は本巣市の地域によって大分数値が異なります。

まず、有権者総数は2万6,899人でした。その中で、根尾地域は1,020人の3.8%、本巣地域は5,814人の21.6%、糸貫は1万747人の40%、真正は9,318人の34.6%でしたが、投票率は根尾が78.5%、本巣は、本巣地域だけは本巣の中で大きく投票率が異なっていたようですが、全体では52.6%、糸貫は47.5%、真正は48.1%でした。特に南部で投票率が低いことがわかります。

年齢別の投票率は調べていないということで分かりませんが、先月、中濃十市議会の議員研修会にて、議員の皆さんと一緒に「主権者教育と地方議会」というテーマで受けた研修の内容から、南部は子どもの数が比較的多いので、子連れ投票を積極的に推進するなどの改善策がまさに有効ではないかというふうに関心、質問いたします。

子連れ投票を積極的に推進するなどの今後の改善策はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをさせていただきます。

平成28年の公職選挙法の改正によりまして、選挙人に同伴して投票所に入ることができる子どもの範囲が幼児から18歳未満の方に拡大されました。

総務省が過去18歳から20歳の男女を対象に実施した18歳選挙権に関する意識調査では、子どもの頃に親が行く投票について行ったことがある人のほうが、ついて行ったことがない人と比べ、投票した割合が20ポイント以上高いという結果も出ております。子どもと一緒に投票所に行くことで、将来を担う子どもたちの投票参加への自覚を促すことに効果的であり、1票の大切さを学ぶ貴重な機会となります。

他市では、市のゆるキャラをデザインした投票済証明書を数種類発行し、子どもたちが好きなものを選ぶようにするなど、子どもたちが楽しみに投票に行けるような取組などにより、効果を上げているところもあるようですので、そういった例も参考に、また明るい選挙啓発ポスターコンクールのテーマを親子連れ投票とするなど、選挙権年齢前の子ども同伴の投票に対する啓発に努めてまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

御答弁の中でもありましたが、若年層の投票率は、子どもの頃、親と一緒に投票に行った経験がある層の投票率は58%、親と投票に行った経験がない層の投票率は37%だそうです。この間の研修でも言われていたのですが、国政選挙6回連続で全国1位の山形県では、県内の公立の小・中学校のPTA総会に選挙管理委員会が参加し、投票率や選挙後のアンケート結果を記載した資料を配付した上で、保護者に対し、子連れ投票や家族ぐるみ投票を呼びかけるなどして、選挙は大事な行事という家庭の文化が根づいているということが投票率1位の要因の一つであると分析されておりました。本気で改善していくおつもりでしたら、ぜひ啓発ポスターと併せて、後ほど質問もさせていただきますが、教育委員会と連携して現場に足を運んでいただきたいと思います。

また、子連れ投票以外にも、投票所の環境改善、若者が入りやすい雰囲気づくりなど、具体的な

改善策はあるかと思えます。山形では、実際に選挙管理委員会が県民に投票率アップに向けてどのような対策が有効かというアンケートを取り、それを実行しているそうです。ということで、私も投票率をアップさせるにはもっとこうしたほうがいいのではという市民の御意見を基に、次の質問をします。

本巢市で、実施可能な投票インセンティブ、インセンティブとは簡単に言いますと行動を促す報酬のことですが、これを商工会や民間企業などと考えるはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えさせていただきます。

投票者へのインセンティブの付与につきましては、本年3月議会の一般質問、選挙割制度の見解に対しても答弁させていただきましたが、本来、選挙権は本人の自発的意思によって行使すべきものでありまして、物品やサービス等の提供によって有権者を投票所に誘導することは、公職選挙法の目的に沿ったものとは言えないことから、選挙管理委員会が主導的に行うことは適切ではないと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

3月議会の河村議員の質問であったように、選挙管理委員会できないことは知っていますが、特に商工会で行えないかと思い質問しました。商工会独自でやることは可能ということだったので、例えば商工会が発行しているプレミアム商品券、買う権利が抽せんでなかなか当たらないのですが、例えば投票に行くところの買う権利が与えられるなどのことも商工会のほうに提案できればなどというふうに思いました。商工会に協力していただくことで、地域経済の活性化も兼ねたウィン・ウィンの取組ができれば、なおいいなというふうに思います。過去には、商工会のほうでそういった取組もされたところもあったかということですが、過去に失敗したからといって、今後も失敗するとは限りませんから、ぜひとも、もっとどうしたらいいのかという考えを止めずに進めていければというふうに思います。

最後に、もう一度主権者教育の話に戻りますが、主権者教育とは、簡単に言うと、社会のことを自分で考えて選挙や政治に参加できる力を育てる教育のことです。まさに本巢市の教育委員会がいつも大切にしている理念そのものと感じます。政治や社会を自分事として考える力を子どもたちが身につけたなら、未来の社会はより、誰にとっても生きやすい優しい社会になることでしょう。

3年前にも「次世代のリーダーの育成に向けて」と題して、山形県の遊佐町のような実際に選挙もあり、予算もつく少年議会について、本巢市でもできないかというふうに質問をさせていただきました。

ましたが、当時の御答弁では、本巢市にはこども議会に代わる児童会、生徒会サミットがあるという内容でしたが、今年9月にはこちらの議場でこども議会が開かれ、真桑小の6年生が模擬定例会を体験されたとのことでした。

私自身も小学校6年生のときに、当時の糸貫町の議場で質問する機会があり、今でもよく覚えています。ぜひ真桑小以外の子どもたちにも体験してほしいですし、児童会や生徒会の限られた子どもたち以外にもサミットを体験してほしいと思います。

そこで質問ですが、模擬選挙や議会見学、こども議会などの主権者教育をより推し進める考えはありますか、教育長にお尋ねいたします。

#### ○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

川治教育長。

#### ○教育長（川治秀輝君）

主権者教育についてお答えします。

主権者教育は、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく未来の担い手を育成していくことが重要となります。ですから、本市では、全ての学校で子どもたちが政治や経済等に関心を持ち、主体的に社会に参画する態度を培う教育を推進しています。

特に、小学校6年「憲法と政治」の単元での政治の仕組みを知る学習及び中学校3年社会科公民分野での、日本国憲法の国民主権に基づいて憲法や政治・経済を捉え、主権者意識を醸成する学習を中核にしています。そこでは、「18歳へのステップ」という教材を活用し、衆議院議員総選挙について、絵図や画像で分かりやすく示された選挙の流れを学び、政治への参画や選挙への関心を高めています。そのほか、市内の学校では、児童会・生徒会選挙の際、投票箱を設置して投票する体験をしながら、1票の重みを実感する実践なども行われています。

また、本年度新たな取組としては、真桑小学校6年生が社会科「くらしの中の国民主権」の発展学習という形で、この実際の議場で議会を体験する学習を実施しました。児童たちは、「農業、工業、林業を担う人を育てるためには」「本巢への若者の移住を増やすためには」など、実際の本巢市が抱える課題を明確に捉えた質問とその答弁を考え、堂々と討議しました。この学びを終えた児童たちは、政治に対する興味・関心を高め、自分たちの力でもっと本巢市をよくしたいと決意を語っています。子どもたちの学びを見て、この取組を市内全小学校に広めていきたいと強く感じました。

さらに、昨年度一年かけた本巢市こども権利条例の取組は、当事者となって仲間との対話を重ね、自分で法律をつくることができたという自信とその力を育みました。この実践は、民主主義の担い手としての主権者を育て、自分たちで社会をつくるという本物の学びにつながりました。

本年度は、自分の学校は自分がつくるという最上位目標を、児童・生徒が中心となって学校改革を推し進めています。今までに2回のこども会議も開き、全ての仲間が幸せになる学校を築いてきた成果や課題について熱心に語り、これからの方向を導き出す姿が見られます。今週末には、第3

回目のこども会議を開催し、条例を中心となってつくり上げた卒業生たちも参加して、後輩にメッセージを送る予定です。

国や社会の問題を自分事として捉え、主体的に行動していく主権者教育は非常に奥深く、子どもたちが日々学校の課題と向き合い、仲間と協働しながら解決していく積み重ねが最も重要です。こうした社会参画を繰り返すことが、主権者意識を高め、結果として投票率の向上につながっていくと確信しています。

今後は、こどもの権利条例に基づいた子どもたちによる新しい学校づくりを進め、さらには子ども憲章の絶えざるアップデートに向けた対話を通し、どこにもない主権者教育の伝統をつくり上げてまいります。

〔4 番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4 番（高橋知子君）

今、教育長の御答弁の中にあつた今週末のこども議会ですが、そうやって卒業生の方も一緒に参加するというので、すごく画期的な取組だと思います。土曜日に開催ということで、月曜日が振替休日となって、本巢市だけ。なかなか保護者の方の御協力があつてこそこの取組だとは思いますが、こういった機会こそが、やっぱり市全体でそういう方向に向かっているんだという表れだと思いますので、ぜひともその取組の様子をまた発信していただきたいなというふうに思います。

本当に本巢市の教育は、あれもこれもで、現場の先生は大変な面も多いかと思いますが、やっぱりこれこそが理想の教育だというふうに感じます。先生方も教師の使命を胸に、子どもたち一人一人が自己を確立できるようサポートしていただいています。こうした環境をぜひとも継続していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後に、産前・産後サポート事業について質問を3点行いますが、先ほど質問しました子どもたちの成長、これに最も欠かせない一つが、母親が心身ともに健康であるということです。特に、産前・産後の時期は、母親にとって心身ともに非常に不安定になりやすく、ホルモンの影響で、支援体制の有無がその後の育児だけでなく、そのときえらいとか、そういうことではなくて、その後の家族全体の生活にも大きく影響します。ここがポイントだと思います。

2024年の子ども・子育て支援法の改正を基に、2024年10月に新しい産前・産後サポート事業ガイドライン・産後ケア事業ガイドラインが発表されました。この時期のサポートをこれまで以上に強化し、国としても切れ目のない支援を本格的に推進していく流れが明確となりました。

本巢市でも、産後ケアは既に事業化されていますが、産前・産後サポート事業は、妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦等に対し、地域の子育て経験者やシニア世代の方々が気軽に話し相手になったりなど、保健師や助産師以外の方によるサポートも含まれ、従来よりも大幅に拡充される方向性が示されています。産前・産後の環境が整っているかどうかは、この地域で子どもを産みたいと思えるか、安心して子育てできると思えるかを左右する非常に重要な指標です。この体

制を整えることが、子どもを産みやすく育てやすいまちにとって大変重要であると考え、質問します。

まず、本巢市の現状を正確に把握する必要があります。産前・産後の支援体制を強化していくためには、現在どれぐらいの方々が出産し、どれだけ産後ケアを利用しているのか、そしてそのサービスがどのような内容で提供されているのか、この基礎的な現状を押さえることが欠かせません。

全国的には、産後ケア事業の利用が年々増えている自治体が多い一方で、地域によっては利用が伸び悩んだり、特定の家庭に支援が届いていないケースもあると報告されています。本巢市の状況を改めて数字で確認することで、これらの方向性をより深く議論できるのではと考えます。それでは、本巢市の近年の出生数と産後ケアの実施件数及び内容を健康福祉部長にお尋ねいたします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

**○健康福祉部長（林 晃弘君）**

それではお答えします。

近年の本市の出生数につきましては、平成30年で209人で、令和2年では164人に減少し、令和6年におきましては151人となっております。

次に、本市の決算における産後ケアの助成実績といたしましては、令和5年度は78件、令和6年度は96件となっております。

助成の内訳といたしましては、お子様が1歳になるまでの間に要した費用に対し助成しており、6泊を上限に利用できる宿泊型が、令和5年度は4件、令和6年度は28件。5日を上限に利用できるデイサービス型につきましては、令和5年度は74件、令和6年度は68件に対する助成を行いました。

産後ケアとしての内容といたしましては、お母さんの心身の健康管理と栄養面の支援、乳房管理、沐浴や授乳などの育児手技についての支援となっております。

[4番議員挙手]

**○議長（今枝和子君）**

高橋知子議員。

**○4番（高橋知子君）**

出生数は減少していますが、産後ケアの利用件数は増加しているということでした。産後ケア事業は制度があっても利用しづらい状況だと必要な支援が届かず、結果として孤立や育児負担の増大につながります。全国の調査でも、利用料金が高い、申込みが難しい、利用予約が取りにくい、こうした理由がある自治体では、利用率が低くとどまってしまう傾向が明らかになっているそうです。逆に、料金を軽減した自治体では利用率が1.5倍に増加した例があり、制度設計そのものが利用率に直結することが示されています。本巢市でも、必要とする家庭が経済的・心理的なハードルなく利用できているかどうか、この点を丁寧に検証することが、市民に寄り添った支援の第一歩と考えま

す。

そこで、本巢市の利用料金や申込方法が、支援を必要とする家庭にとって利用の妨げになっていないかどうか、どのように評価しているのか伺います。産後ケアの利用料金や申込方法などは、対象者の利用にとって負担にならない仕組みになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それではお答えします。

産後ケアの利用料金につきましては、宿泊型及びデイサービス型につきましては、里帰り出産や出産した産婦人科といった利用者の希望に添った医療機関での利用が可能となるよう、市といたしましては、あらかじめ医療機関との契約を交わさず、利用者の支払い実績に応じて、非課税世帯につきましては全額を、それ以外の世帯につきましては9割を助成しております。

お子様が1歳を迎えるまでの間で5回を上限に利用可能なアウトリーチ型につきましては、県内どこでも利用が可能となるよう岐阜県助産師会と契約を交わした上で、1回当たり900円を自己負担いただいております。

申込みににつきましては、利用前に産後ケア事業利用申請書兼同意書を提出していただき、宿泊型とデイサービス型につきましては、産後ケアを実施している産院等、アウトリーチ型につきましては、岐阜県助産師会宛てに実施依頼書を発行し、切れ目ない支援に努めております。

議員御質問の対象者にとって負担となる仕組みになっていないかとの御指摘につきましては、利用料金としましては、宿泊型及びデイサービス型の利用者におかれましては、一旦利用料金全額を払った上で市の助成を受けることとなりますことから、一時的な経済負担は伴うものの、先ほど御答弁申し上げましたとおり、医療機関と市との契約ではなく、利用者負担に応じた助成であることから、県外で里帰り出産された方がふるさとの医療機関で産後ケアが受けられるよう利用者の希望に配慮した支援体制としております。

一方、申込方法につきましては、利用者には窓口または乳児全戸訪問の折に、利用後の助成申請を含め丁寧な御説明をし、御負担にならないよう心がけつつ、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みを解消し、安心して妊産期を過ごしていただいた上で育児に臨めるようサポートに努めているところでございます。

[4番議員挙手]

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

産後ケアの利用のチラシなどもすごくかわいくなっていて分かりやすいと思うのですが、やっぱり既に体調がえらい方が利用する支援ですから、申込みなどもぜひ今後はネットからでも簡単にで

きるような方向でよろしくお願ひしたいと思います。

1つ再質問しますが、今の質問の御答弁にもあったように、本巢市の産後ケアの支払いは取りあえず全額を支払って後から助成をするということで、近隣の自治体のように初めから少額の支払いで済むと単純に利用者も楽かなというふうに感じますが、なぜ本巢市は支払い実績に応じた支援というふうになっているのか、再質問いたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それではお答えします。

産後ケアの宿泊型及びデイサービス型の利用料金につきまして、多くの自治体では、あらかじめ医療機関と利用料金に係る支援額分を支払う契約を締結することで、利用者は支払時に支援額として自治体が支払った残額となる利用料の一部を支払えば、産後ケアを受けることができることとしております。

本市では、あらかじめ医療機関と支援額の支払いに係る契約を締結することで、利用者の一時的な負担が軽減できるメリットがある反面、契約を締結していない医療機関では産後ケアを受けることができないデメリットがあると考え、県外のふるさとや出産した医療機関での利用が可能となるよう医療機関とあらかじめ契約を締結せず、利用者が選択された医療機関での支払い実績に基づき、支援額を返金する形での支援を行っているところでございます。

出産を終えたばかりの産婦にとって、実父母のいるふるさとであったり、通い慣れた医療機関等において安心して産後を迎えられるよう、今後も出産を終えた方の不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えます。

〔4番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

本巢市には産科はありませんが、産科がない分、今のような制度で結局どこの産科に行っても同じようにサービスが受けられるということで、実はこの再質問は利用者の方からよく聞かれる内容なんです、今の御答弁にあったように、より広く支援を受けられる必要な仕組みということがよく分かりました。

ちなみに、全国のデータを見ても、この産後ケアの必要性というのははっきりとしています。産後1年以内の母親の5人に1人が育児不安が強いと回答し、さらに約1割が相談先がないと感じているという現状があります。

そこで、最後に支援体制の広がりについて伺います。

国の新しいガイドラインでは、助産師や保健師といった専門職による支援に加えて、地域の子育

て経験者、民間の専門家、さらにはシニア世代など、幅広い人材が産前・産後のサポートに関わることが強く推奨されています。これは、専門職だけでは支え切れない部分を地域の温かい支えが補うことで、母親の負担が大きく軽減されるというデータや実践例が全国的に積み上がってきたためです。身近な人がそばにいる安心感は、専門職だけでは代替できない価値があります。実際に、地域の支援者が関わった場合、母親の孤独感が減少し、育児ストレスが約30%低下したという調査もあるそうです。

これから人口減少が続く中で、地域の力をどう生かすかは、本巢市にとっても避けて通れないテーマと考え質問します。助産師や保健師以外の専門家や地域の方を巻き込んだ産前・産後サポートを行う考えはありますか、お尋ねいたします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

**○健康福祉部長（林 晃弘君）**

それではお答えします。

議員御指摘の産前・産後サポート事業ガイドラインの実施担当者の中には、事業の趣旨・内容を理解した子育て経験者やシニア世代の者とあり、実際に外郭団体での窓口や民間団体への外部委託などを実施している自治体があると聞いております。

本市の産前サポートとしましては、今年度より双子以上の胎児を妊娠している方への支援として、多胎妊産婦等支援事業を開始いたしました。これは、多胎妊娠・出産、子育てを経験した方が会員となっているNPO法人ぎふ多胎ネットに委託し、妊婦健診時の付添いや相談支援などを実施しております。

現時点では多胎妊産婦支援のみの実施となっておりますが、いずれにいたしましても、本市における地域の方を巻き込んだ産前・産後サポートを実施することにつきましては、実施体制などの検討を進める必要があると考えており、サポート体制として何が適切であるかの検討をしてみたいと考えてまいります。

〔4 番議員挙手〕

**○議長（今枝和子君）**

高橋知子議員。

**○4 番（高橋知子君）**

この仕組みがもしあれば、そのまま子どもが大きくなっていっても、例えば放課後の児童館のような役割の場所につながったりと、子育て世帯だけでなく、地域のつながりが大切になってくる様々なジャンルで大変有意義な仕組みになるかと思えます。

この点に関して、国の支援は、こういう市のような自治体ではなくて、NPOなどの外部団体への支援がほとんどです。残念ながら、本巢市にはこのような団体がどうか、市民団体自体が大変少なく、もちろん住民主導でそういったことが行えればそれは理想なのですが、今現在の本巢市で

何もないゼロを1にするというのは、市民だけではなかなか難しいなというのを感じます。

しかしながら、本巢市のこういった規模の自治体だからこそ、市民と自治体がもっと近い関係でいいのではというふうに思います。健康福祉部に限らず、全ての部署でそういった点を前向きに考えていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は1時です。

午前11時46分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

続いて、6番 飯尾龍也議員の発言を許します。

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

通告に従いまして逐次一般質問をさせていただきます。

まず、企業誘致です。

といいますのは、東海環状西回りが開通しまして、トラック運送業者や一般のマイカーが通行しているのを毎日見ていると、やっぱり50年前の計画が今本当に実現したんだなという思いがあります。といいますのも、朝は見守り隊で7時50分ぐらいですかね、東海環状自動車道を見ていると、ひっきりなしに車が飛驒方面や、また大垣方面に通っていくのを見ますと、やっぱりこの道がつながることによって物流が非常に多く動く、また人流も動くということを実感しております。やはりこれをしっかり地元で享受するためには、もっともっと企業にしろ、人の流れもしっかり取り込んでいくのは大事かなと思っております。

といいますのも、50年前だとちょうど糸貫の企業に関してといいますと、敷島産業さんが、それ以前にレシップさんがありまして、それから敷島産業さんが見えまして、それから森松工業さんが見えました。そのとき、当時、森松さんは今本社にあるところの球場を地元のスポ少に貸し出してくるという、そういう懐の深い企業さんで、今本当に大きな会社になっております。それから屋井工業団地ができて、今、加藤製作所、秋田屋本店さん、ハビックスさん、また森松さんの大きな工場があります。そういう流れを見ていると、このせつかくの機会を今後また10年、20年後にもより大きく花開かせるためにも、企業誘致が非常に大事かなと思っております。

本市においてはオーダーメイドの形で企業誘致をされていますし、真正地区の浅木のほうでやられているアピさんにしろ、一丸ファルコスさんも増設工事なんかやってみえますけど、そういうことももっと鑑みまして、ほかの市なんかにつきましては、私がちょっと目についたのは、岩手県の北上市というのは内陸部であるにもかかわらず、誘致数が200以上をやっているんですね。それが岩

手県内で2位という形で、非常に企業誘致に熱心に取り組まれているということを目にしましたので、ぜひとももっともっと本巢市の地の利を生かし、またここは災害が少ないところだと思っている。といいますのも、今、私お墓の整理をしなくちゃいけないとずうっと過去帳や系図を見ていまして、この時期には地震があったんだ、この時期には川の増水があったんだというのが手に取るように分かりまして、この辺は本当に安心・安全な土地だなというのは、やっぱり企業にとっても事業継続、BCPにとっても非常に大切な地域、場所なんだろうなと思いがあります。

また、工業用水についても、この根尾川水系は非常に10万人を擁する人口をしっかりと供給できる水資源がございます。そういうことを勘案しますと、ぜひとももっともっと本巢市に企業さんが来ていただいて、設備投資していただいて、またそこに人も来ていただいて、住み着いていただくことが本巢市の発展になるかなと思いがありますので、この企業誘致について御質問します。

また、今、この手元に資料があるんですけど、日経リサーチが2025年予算事業調査で全国の792市に調査した取組の資料がございます。これに基づいてまたチェックした質問をさせていただきます。

まず、本巢市の企業数、現在進行中の企業誘致数についてお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

**○産業経済部長（瀬川清泰君）**

それでは、お答えいたします。

これまでオーダーメイド型で工場用地の造成を行っている企業は3社になります。1つ目は温井地区企業用地造成事業で、企業名はアピ株式会社、造成面積は約2.9ヘクタールです。平成30年度から令和5年度まで事業を実施し、最終年度に企業へ引渡しを行いました。

2つ目は浅木地区企業用地造成事業で、企業名は一丸ファルコス株式会社、造成面積は約3.4ヘクタールです。今年度最終となる第3期工事を施工しており、令和8年度に企業へ引渡しを予定しています。

3つ目は、北屋井地区企業用地造成事業で、企業名は新日本金属工業株式会社、造成面積は約1.9ヘクタールです。今年度は土地境界確認や物件補償調査を実施し、令和8年度に土地購入や物件補償を行い、令和9年度から令和11年度にかけて造成工事を施工し、令和12年度に企業へ引き渡す予定となります。

このほかに、市が把握する民間企業の自社開発による工場を建設する予定の企業数は5社で、造成面積は3.5ヘクタールです。企業からのお問合せ件数につきましては、令和5年度に9件、令和6年度18件、令和7年11月末で11件となっており、特に本巢インターチェンジ開通に合わせて問合せ件数が伸びています。

〔6番議員挙手〕

**○議長（今枝和子君）**

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

結構問合せ件数が来ているんだと思います。

ここで再質問です。

業種、業態はどのようなものがあるか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

令和5年度から令和7年11月末までの相談件数は38件ございまして、内訳になりますけれども、ディベロッパーによる内容が不明という件数が20件で、あと製造が9件、食品が5件、サービスが2件、ホテルが1件、店舗が1件でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

ディベロッパー20件、すごいですよね。それをお聞きして、やっぱり企業誘致の関心を持っている会社がいるんだなと思います。

全国的な調査では、基本的にもう自治体が開発する時期ではないというのは結論でありますね。といいますのは民間がしっかりマーケティングをして、それに伴っているんなことを補助する形が自治体がやっていく方向性かなと思います。といいますのは、企業が求めるスピード感というのは1年から2年ですね。それに対して自治体やるのは四、五年かかりますよね。そうなりますと、せっかくのいい企業用地があっても対応できないとほかのところに行っちゃうなという思いがございました。

といいますのも、このリサーチのところで、瑞穂市の見解では、先行投資するためには進出企業の見込みが立たないと難しい、投資を無駄にできないというコメントがございまして。また、もう一つ、山田市に関して言えば、市で工業団地を造成しておらず、一団の土地も保有しないため、基本民間開発。もう一つは美濃市です。市開発用地は全て埋まっている。需要があれば予算の範囲内で民間開発支援はあり得るが、予算上、市開発は困難というコメントがございまして。やはりスピード感を持ってやっていくには、民間開発と一緒にやったほうがよろしいかなという思いもあって、今この問合せをしたわけです。

といいますのも、日本国内においては、立地計画がある製造業の割合はもう23.1%、要するに4社に1社ぐらいはもう既に立地計画、じゃあそれに沿ったような工業用地等を用意するのは非常に大事かなと思っております。これ大企業の製造業の設備投資の動向でも、コロナ禍とあとリーマン

ショックのとき以外は全部伸び率7%から8%ございます。やっぱりそういうものを見いだしながら、ぜひとも対応していただきたいと思います。

あともう一つ、未来投資促進法にのっとなって、ぜひとも基本計画、本市はあるんですよね。ございますよね。多分あると思うんですけど、それに対して民間企業の基本計画に基づいて対応するというのがございます。やっぱりその未来投資促進法に沿ってやることによって、市町村の土地利用調整計画で重点地域なんかをしっかりと調整して、困難とされた農地や調整区域の進めやすくなりますし、というのがございます。ぜひともそういう前向きな形でやっていただきたいと思います。

2つ目の質問になりますが、今後の機動的な対応や民間との連携はございますか、よろしく願いいたします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

**○産業経済部長（瀬川清泰君）**

それでは、お答えいたします。

企業誘致に関しましては、本市への進出を希望される企業の要望を踏まえ、企業用地の取得から造成工事までを市が一括して行うオーダーメイド型の事業手法のほか、企業による自社開発型での進出がございます。特に自社開発型で進出される場合は、工場建設までに時間的余裕のない企業が多いことから、市といたしましては、事前に農振除外、農地転用、開発協議、工場立地法に基づく届出や各種優遇措置等について丁寧に説明を行っています。これらの申請協議の際には、関係機関との調整や助言、事前相談を含むワンストップサポートを迅速に実施し、円滑な企業誘致を推進しています。

また、企業からの依頼を受けた不動産業者等からのお問合せにも対応しています。市の企業誘致に関する情報共有を積極的に行うことで、民間との連携強化につなげていきたいと考えています。これにより市内の企業誘致を一層推進し、地域経済の活性化に寄与してまいります。

〔6番議員挙手〕

**○議長（今枝和子君）**

飯尾龍也議員。

**○6番（飯尾龍也君）**

ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、この結論で神戸大学の教授、濱口先生が言っているのは、首長の政治的な判断も必要ですが、農地については高速道路のインターチェンジ付近など適地であれば積極的に転用してもいいのではないかというコメントがございます。私は主に、本巢インターチェンジも開通して、ぜひとも旧根尾川筋ですね、1530年から向こうの西に変わった根尾川筋じゃなくて、その以前の今の樽見鉄道から157号線沿いをずうっと開発していくのが一番いいかなと思います。といいますのは、そこから辺は明治の初めに増水があって、それ以来全く増水がございません。基本的に西から東について

徐々に標高が高くなっています。というのは、水につからない地域なんですね、もともとの川筋が変わってからは。だから、なぜそれを申しますと申しますと、森松さんがアムトという子会社を真正地区に持っていかれたと聞いて、やはりその前に何か手だてができたんじゃないかなと思います。やっぱり本社工場に隣接する工場用地を確保すれば、わざわざ浅木地区のほうに行く必要もないし、事業を継続するにも非常に近場でできるんじゃないかという思いもございました。

また、リスク分散というよりは、まだ本当に工場用地としては安価ですから、農地に関して言えば、ぜひとも157と樽見鉄道の間、長屋から見延、早野に至るところですけど、ぜひともそこも産業誘導という形で持ってくると、より企業にとっても今後運営しやすいかなと思います。

といいますのも、先日もハビックスさんが前の阿部工業所の工場跡地を買収されて、今後44億でしたっけ、投資するという形ですから、ぜひともああいう案件もございまして、ぜひともそういうことも頭に入れながら、今後10年、20年、ぜひとも企業誘致、ますます本巣市が発展していくようなものをつくっていただければなと思っております、1つ目の質問を終わりたいと思っております。

次に、2つ目です。

次は、学校と家庭の在り方という形で質問をしてまいりたいと思っております。

といいますのは、今、就業人口の割合としては、第2次産業、第3次産業が非常に多いでございます。子どもが土・日は休みだけど、親さんは土・日は休みじゃないという家庭も多く見受けられます。かといって、そこにいろんなことを行政として何かできるかというのはなかなか難しい。ましてや学校においては、今、川治教育長が進めていらっしゃる主体的な教育をしっかりと進めておられるんですから、ぜひともそういうものを今度家庭においてもぜひ押し進めていただきたいと思います。思いもございまして。

そういうことによって、親と子どもが共に学習、主体的に、そうすることにより、よりよいこれからの社会ができるんじゃないかなという思いがありまして、2つ目の質問に入っております。

岐阜県におきましては、1955年、鹿児島県の家庭の日というのを1967年、昭和42年の4月1日から制定して、それをずっと続けているんですよ。私の子どもどものときも確かに家庭の日、何かあったな、でも親と何かしたという経験はございませんし、形だけなのかなと思います。60年、多分僕は生まれ年ですから、来年僕も還暦になりますから、60年たってもこの家庭の日はあってもいいんですけど、やっぱり社会環境も生活の仕方も変わっておりますので、ぜひともこの家庭の日だけではなく、何か主体的な学びを家族でできたらいいなという思いでこの質問をやっています。

まず1つ目、家庭の日に具体的な何か施策をしておりますか。よろしく申し上げます。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（高木孝人君）**

家庭の日に具体的な施策についてお答えいたします。

子どもの健全な成長には、子どもが最も安心でき、心のよりどころとなる家庭で親子の会話や遊

び、料理などを通して共に触れ合う時間を過ごすことが重要であると考えています。岐阜県では、1967年に毎月第3日曜日を家庭の日として定めています。これは、家族の触れ合いや安らぎを大切にし、青少年の健全な育成を目的としており、家庭の日には家族みんなで話し合い、楽しみ、協力し合うことが奨励されています。本市においても、この方針に基づき、家庭の日にはスポーツ少年団や部活動支援クラブ等の団体が原則として活動を行わず、家庭で過ごす時間を大切にしてくださいよう取り組んできました。

しかしながら、現在では多様な家族の形態や働き方があり、日常的に家族で過ごす時間が取りづらだけでなく、必ずしも第3日曜日に休暇が取得できないのが現状です。そのため、教育委員会では、第3日曜日に限らず、家族で共に参加したり話し合ったりする機会となるよう、様々な取組を実施しています。

市内の施設や公園等では、親子知育教室、Motosuをtomosu、ふるさと浪漫プロジェクト、おはなし会など親子で参加できる多様な講座を年間を通して開催しています。さらに、家庭教育学級では、乳幼児の親子で参加できる教室や親子料理教室、家庭で行う親子でクッキングなどの教室なども行っています。また、青少年市民会議と連携し、「話そう！語ろう！我が家の約束運動」など、長期休業中に親子で話し合っって約束を決める取組なども行っています。

子どもが家族と過ごす時間は、その成長にとって非常に大切であると考えています。今後も子どもが家族と共に参加できる講座や教室を年間を通して実施してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

御答弁のほうにも、やっぱり働き方の多様性、要するに今は共働き世帯がほとんどですね。働く形態もパート、アルバイト、正社員といろいろございますけど、基本的に非常勤、正社員ですよ。パート、アルバイトの勤労形態が多いです。そういうときに夫婦そろって休むというのはなかなか難しいのかなという思いがございまして。ましてや今、基本的にここら辺でいいですよと、自動車工場、トヨタさんに倣って祝日とか何かは全部決まっています。工場やなんかでも祝日でも出勤はございます。そういうことを考えますと、やはり家庭で年間で3日ぐらいのラーケーションというのがございまして、そういうのを取ってもらって、親子ともども学べる場をつくる機会を創出してもいいかなという思いがございまして、この質問をしております。

2つ目になりますけど、ラーケーション制度を導入する予定はございますか。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

ラーケーション制度の導入についてお答えします。

ラーケーションとは、ラーニング、学びとバケーション、休暇を組み合わせた造語であり、家庭での旅行や体験活動などを学校教育の一部として位置づけ、子どもたちが学校を欠席することなく多様な学びの機会を得られるようにする制度であります。具体的には、事前に家庭から届出を行うことで、家庭や地域での体験活動を出席扱いとし、学校と家庭が連携して子どもの主体的な学びを広げていくことが目的としています。

この制度は、家庭での体験を通じた学びの充実、親子の時間の確保、地域文化への理解促進など多くのメリットが期待される一方で、運用方法、学習保障、学校現場の負担、家庭の事情による公平性といった慎重な検討を要する課題も指摘されています。

本市におきましては、これらの観点を踏まえ、制度導入の可否を判断するため、まず全国の先行自治体の取組や成果、導入過程で生じた課題について、丁寧に調査研究を進めてまいります。あわせて、本市の実情に則した制度設計を行うため、保護者を対象としたアンケート調査を実施し、制度への期待や利用意向、懸念事項など率直な意見を伺ってまいります。さらに、学校現場の声を十分に聞きながら、子どもの学習保障、教職員の業務負担、学校運営への影響など多面的な視点から整理していく必要があると認識しております。

今後は、こうした調査や意見収集の結果を踏まえて、ラーケーション制度の効果と課題を明確化した上で、本市にとって望ましい制度の在り方を検討してまいります。最終的には子どもたちにとってよりよい学びの機会を確保し、学校と家庭が協働して育ちを支えるための方策として導入の是非を慎重に判断してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

ぜひとも前向きにお願いしたいと思っております。

といいますのも、やっぱり今、小・中学校2期制だと思います。何か秋休みというのがあって、そこに多分皆さんいろんなところにせっかくのお休みですから、あてがって、まずそこにはほかの行事を入れないような形で動いてみえると思うんです。それをもっと分散化して平準化することによって家計への負担も軽減されますし、またそういうことで体験学習ができて、親子じゃないとできない学びというのは非常にたくさんあると思います。

来年にはアジア大会も名古屋でございまして、その次になりますと、国際園芸博覧会というのが半年ぐらい開会期間がございまして、やっぱりそういうものを経験する、体験することによって子どもの学びには非常に大事なかなと思っております。ぜひとも前向きに検討していただいて、基本、まず学校の行事等が先決ですから、それを外した形でやっていただくのが大事なんですけど、ぜひとも運用するには弾力的な、より子どもに配慮した形でやっていただけるとありがたいなと思ひまして、前向きに御検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、3つ目になります。

3つ目には、まず幼稚園の室内環境という形で、今手元にありますのは新聞からなんですけど、日本建築学会が国に対しての要望という形で、音の反響音に関する要望書を出すというのをちょっと目にしたもんですから、ぜひこれは非常に大事なかなと思ひまして質問に入ります。

といいますのは、欧米では残響時間、室内の反響音に基準を設けておりますが、しかし、日本においてはその基準はないんですが、基本、日本においては建築学会では残響時間、部屋の広さによって音が0.4秒から0.7秒と推奨値を提示しております。しかしながら、全国で防音対策をしているというのは9割方していないというのが出ております。ぜひともそういうことを勘案すると、なぜその防音対策が必要かという、音の反響が大きい室内環境は聴覚が未発達の子どもにとって負担が大きいというのが出ております。雑音で言葉をうまく聞き取れず、ストレスや疲労が重なる。また、聴覚の発達や言語習得への影響も懸念されると言われております。

これも要するに、今年はデフリンピックがあつて、今枝議長もしっかり手話なんかやられて、すごいなという思いがあるんですけど、やはりそういう環境のことに対しても、また小さなときからの音、周りの環境に影響されるというのは非常に大事なかなと思ひます。

また、聾啞の方では遺伝というのも非常に多くございますというのを聞いております。やはりそういうことも勘案して、ぜひとも防音対策をしていくのが大事なかなと思ひて前向きに考えていってもらいたいなという思いでこの質問に入っております。

反響音、やはり子どもが室内で長時間過ごせなくなったという事例もございますし、また室内の反響音に悩む施設は決して珍しくないというのも出ております。ぜひともこういうことを前向きに率先して解決するのも、やっぱり行政の立場かなと思ひまして、ぜひともこのことについてお尋ねいたします。

まず、幼稚園の室内環境についてですが、まず1つ目、市内幼稚園の残響時間基準はありますか、よろしくお願ひいたします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（高木孝人君）**

市内幼稚園の残響時間の基準についてお答えします。

本市では、幼稚園の音環境に関して、独自の残響時間の基準は設けておりません。国においても、保育施設の残響時間に関する法的な残響時間の規定はなく、数値で定める制度は設けられていない状況でございます。

一方で、保育環境の質の向上を目的として、日本建築学会においては保育施設の音環境に関する推奨値が示されております。先ほど議員がおっしゃられましたとおり、一般的な保育室では0.4秒程度、遊戯室などの広い空間では0.7秒程度が望ましいとされております。これらは法的拘束力を持つものではありませんが、良好な音環境を確保するための参考として活用されるものです。

本市といたしましては、こうした推奨値を踏まえつつ、今後、国の動向や他自治体の取組を注視しながら、子どもたちが安全で快適に過ごせる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

なかなか義務ではないですから、対応は難しいかなとは思いますが、しかしながら、やっぱり子どもの幼児期の環境というのは大人になっても影響が大きいと思っております。ぜひとも前向きに検討していただければなと思っております。

そんな思いもございまして、今後、先日の日本建築学会が要望書を出すということは、いずれは多分基準値が示されると思いますので、ぜひともそのときにはしっかり対応していただいて、幼稚園の学習環境をしっかり担保していただけることを切に願ひまして、私の質問は終わりいたします。ありがとうございます。

ごめんなさい、失礼しました。2つ目の、幼稚園への対応はどのようなか、申し訳ないです。すみません。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

幼稚園への対応についてお答えいたします。

本市の幼稚園では残響時間の明確な基準はありませんが、これまでの施設整備においては、安全性や機能性に配慮し、吸音性のある天井仕上げ材を採用している園もございます。その結果、室内の反響音が一定程度抑えられ、残響の軽減につながっているものと考えております。

また、幼稚園における室内の騒音レベルについては、学校環境衛生基準に基づき、薬剤師による定期検査を年2回実施しております。この検査は外部騒音を測定するものですが、これまでの測定結果では、特別な対応が必要とされた事例は確認されておられません。さらに、今年の11月に日本建築学会が国に提出した子ども施設における室内騒音環境の改善への要望書では、乳幼児にとって聞き取りやすく、騒がしくなりにくいという音環境の環境改善が重要であるとされています。特に吸音の普及が課題とされており、反響音が乳幼児の会話を妨げたり、声量の増加による騒音の高まりが子どもたちだけではなく保育士にも影響を及ぼすことが報告されています。

こうしたことから、音環境は子どもたちの聞き取りやすさや集中のしやすさ、さらには保育士との円滑なコミュニケーションにも深く関わっており、過度な残響は指示の理解や発語の負担につながる場合もあるため、環境整備において留意するべき事項であると認識しております。現時点では、音環境に特化した新たな整備計画はありませんが、今後の施設改修などの機会には、国の通知や専門団体の指針を参考にしながら、可能な範囲で音環境に配慮した整備を検討してまいります。

○議長（今枝和子君）

飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

大変失礼しました。

一番残響音を実感したのは西幼稚園の運動会のと看でした。一番年少、年中は遊戯室で行われました。私も音に結構敏感なんですけど、やっぱり反響音が結構あると思うんですよね。そういうのがあるとやっぱり子どもたち、ちょっといつもと違う環境でいつもと違う人たちがいて、そういう中で運動会をやるというのは、やっぱりちょっとパニック的なことも考えられるのかなという思いがありましたので、この問題も取り上げておりました。

やっぱりぜひとも前向きに、特に遊戯室なんか反響が大きいと思うんですね。子ども自身も多分声はいいと思うんですけど、親や先生方の声をしっかり聞き取り、なかなか難しいのかなと、ぐずったりしている子も見受けられましたので、ぜひとも前向きに御検討をよろしくお願ひいたします。

これで私の一般質問を終わりとします。ありがとうございます。

○議長（今枝和子君）

続いて、7番 片岡孝一議員の発言を許します。

片岡議員。

○7番（片岡孝一君）

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って一問一答方式で大きく分けて4つの一般質問をさせていただきます。

それでは、1つ目の質問をさせていただきますが、地域住民や市民や地域主体のまちづくりの取組について、本巢市の明るい未来を築くために。

1項目め、内閣府の世論調査によれば、地域との付き合いは十数年前と比較して約15%も減少しており、この先さらに進行すれば人口減少と防災機能の低下、生活環境の悪化、活気がなくなり、全国的に各市町村においても経済の悪影響等、様々な問題が出ています。本巢市もコロナによって地域のイベントが少なくなったり、参加者も少なくなったり、自治会長になる方もおられなくなり、自治会長も順番制になったり、自治会に入られない方も増えてきている中、本巢市の地域コミュニティの弱体化について、本市の地域に対する支援体制とその対策は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市におきましても、住民の高齢化や多様化などの中で、地域コミュニティ、自治会活動はますます難しさを増しております。市では多くの方に自治会に加入していただくために、転入者に対

し、市民課の窓口で自治会加入への御案内を配付しております。これにより、災害時や困ったときに支え合うことができる自治会の大切さを啓発し、加入を促進しております。また、市内で住宅地等の開発がある場合は、開発事業者に対し、開発区域の自治会長とよく打ち合わせ、入居者に対し、自治会加入を促進するように指導をしております。

また、自治会活動に対する財政的な支援といたしまして、自治会におけるコミュニティー活動や市政への協力活動等に対し、毎年、自治会活動事業補助金として各種事業を対象に交付しており、地域の連帯意識の高揚、住民福祉の向上及び市政の円滑な運営を図っています。具体的には、自治会活動及び市広報紙等の配付に要する経費を対象とした自治活動振興事業、道排水路等を清掃する地域環境活動を行う経費を対象とした地域環境活動事業、自主防災組織の訓練、研修等に要する経費を対象とした自主防災活動事業、公民館、分館活動に要する経費を対象とした地区公民館活動事業、自治会の敬老行事に要する経費を対象とした敬老行事奨励事業の5つの事業があります。これらの事業は、各自治会ごとに世帯数や対象年齢人口に基づき算定しており、令和7年度で117の自治会に合計で約5,900万円を交付しているところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

毎年、自治活動振興事業、地域環境活動事業、自主防災活動事業、地区公民館活動事業、敬老行事奨励事業、自治会活動に対する財政的な支援として自治会活動事業補助金として本年度も約5,900万円を交付していただき、本当にありがとうございます。今後も自治会におけるコミュニティー活動や自治会活動に御協力をよろしくお願いします。

2つ目の質問をさせていただきますが、安全で住みやすいまちづくりについて、家族や地域が助け合って幸せな家族環境をつくるために。

1項目め、父も4人兄弟、祖父も8人兄弟で2世帯、3世代同居、大家族での暮らしが昔の日本の伝統的な家族の形でした。最近よく聞く言葉として、お金がないから子どもが産めないと聞きますが、日本の1人の女性が生涯に産む平均子どもの出産人数は2023年1.20人、2024年は過去最低を更新して1.15人となり、少子化が深刻化し、人口減少しているのが現状です。昔は祖父母や親、子どもと一緒に暮らし、家事や育児を手伝ってもらったり、経済的な助け合いが当たり前で子どもの数も多かったですので、少しでも少子化問題を解決し、常日頃から家族間の交流や助け合いができるようにするためにも、本巢市の2世帯、3世代同居や、同居だけではなく、近居等の多様な家族形態に合わせた本巢市民への支援体制とその対策は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えいたします。

多様な家族形態となる親世帯と子世帯の住まいの在り方には、ライフステージやライフスタイルに応じて様々なニーズが存在します。特に同居や近居の場合、親世帯が子世帯の子育てや家事を手助けすることで子育て中の方の就労を支援したり、孤独感を軽減したりすることが可能となります。一方で、親世帯において日常生活に支援が必要となった場合には、子世帯が親世帯の介護や家事をサポートすることで、住み慣れた自宅での生活を希望する高齢者の支援となることが期待できます。このように、お互いが助け合う関係を築くことで、子育てがしやすい環境やコミュニティーの形成、高齢者の在宅生活に係る支援という大きなメリットが生まれます。

本市における多様な家族形態に合わせた支援としましては、平成28年度から本巢市三世代同居・近居住宅支援補助金交付事業を実施しております。この事業は、家族間の支え合いにより、子育て支援や介護支援における生活の質を向上させることを目的としており、親、子及び孫から成る3世代が同居または近居となる場合に、住宅取得費用または住宅改修工事に係る費用の一部を補助し、3世代同居や近居を促進しています。

本事業における近居の定義につきましては、国土交通省によりますと、住宅は異なったとしても、親世帯と子世帯が日常的に往来できる範囲に居住することとされており、本市では、介護や子育て支援をスムーズに行うために、直線距離で2キロメートル以内の区域を近居としております。

補助金額につきましては、住宅取得費用または住宅改修工事費用のそれぞれ10分の1に相当する額で、補助限度額は50万円となります。また、補助対象者と生計同一の18歳未満の児童がいる場合は、1人につき10万円を加算し補助しております。

なお、交付実績といたしましては、令和6年度は住宅取得が3件、改修工事が1件、児童への加算6人、令和7年度は11月末現在ではございますが、住宅取得5件、改修工事ゼロ件、児童への加算8人となっております。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

私も祖父母やひいおじいちゃんと一緒に生活をして4世代同居をしていましたので、私の子もおじいちゃんにアイスクリームを買ってもらったことをよく覚えています。

同居や近居の場合には、祖父母が子育てや家事を手助けしてもらうことで子育て中の方の就労を支援したり、孤独感を軽減したりしますので、人口減少を止めることができると思いますし、未来に希望ある本巢市にするためにも、2世帯、3世代同居や近居支援を今後もよろしく願いいたします。

2項目め、本巢市三世代同居・近居住宅支援補助金交付事業等の支援体制のことを本巢市民に十

分に知らされているのか、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えします。

本巢市三世代同居・近居住宅支援補助金交付事業につきましては、市のホームページ及び本巢市補助助成事業総合パンフレットに掲載し、また市内の公共施設をはじめ、東京、大阪、名古屋にあります清流の国ぎふ移住交流センター等に配付されております市の魅力を内外に伝える本巢本にも空き家改修補助金等と併せて本事業を掲載し、周知を図っております。これらの情報を見られた住宅の購入等を検討している方や住宅メーカー等の方から、補助内容、条件等に関する問合せをいただいております。

さらに、政府系金融機関である独立行政法人住宅金融支援機構のホームページにも、同機構が実施する借入金利を下げるとともに、地域連携型の対象事業として掲載されております。今後は、不動産業者等の事業者に対しても本事業の周知を図るとともに、近隣のハウジングセンターに事業の概要を記載したチラシ等を設置していただくよう働きかけを行い、市民はもとより、本市へ移住を考えている方など多くの方に本制度を利用していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後も市民と本巢市へ移住を考えている方に、本巢市三世代同居・近居住宅支援補助金交付事業等を多くの方たちに本制度を利用いただき、核家族化を防ぎ、人口減少を防ぎ、家族や地域が助け合って安全で住みやすい本巢市にするためにもよろしくをお願いいたします。

3つ目の質問をさせていただきます。

住民主体型訓練の導入・促進について、日常生活において家族や地域が助け合って幸せな家族環境をつくるために。

1項目め、現在行われている行政主導の防災訓練の参加率や効果についてどのように評価されていますか、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

当市では、毎年8月に市内各地の自治会を主体とした総合防災訓練を実施しております。各自治会では、市が実施する総合防災訓練と連携しつつ、それぞれの地域の実情に合わせた独自の訓練を行っており、災害において大変重要となる自助・共助の醸成を図りながら、災害という大きな課題に向かって共通の問題意識を持ちながら、地域の防災力向上に努めているところでございます。

参加率については、全ての自治会において訓練が行われていることは把握していますが、それぞれの自治会の参加率としては把握しておりません。

効果といたしましては、このような訓練を継続的に実施していくことは、住民の防災意識の醸成に寄与するものであり、そうした意識の向上が災害時における初動対応能力の向上や地域の連携強化に対して効果があるものと考えております。今後とも、市総合防災訓練への参加はもとより、各自治会での防災に関する取組の推進を図っていくとともに、訓練の実効性を高めるための工夫を継続してまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

本巢市内の各自治会で防災訓練を継続的に実施していくことで、住民の防災意識の向上が災害時における初動対応能力の向上や地域の連携強化につながりますので、各自治会において形だけの防災組織ではなく、防災に関する取組の推進を図り、訓練の実効性を高めるだけの工夫を今後もよりしくお願いします。

2項目め、地域における自主防災組織の育成状況や活動への支援体制の現状と課題は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

当市では、自主防災組織の育成を推進するため、自主防災組織の役割等について、自治会長会や市ホームページにより資料提供するとともに、年2回開催の防災士フォローアップ研修にも自主防災組織から参加をしていただくことにより、地域の防災士と自治会とが連携を図ることができる仕組みづくりを進めております。さらに、毎年市の総合防災訓練のメイン会場で実施する講習会には、各自治会の役員の方々にも参加していただいております。地域防災の核となる人材の育成に努めているところでございます。

また、地域での防災力の向上を図るために、市内での防災士資格取得者の増加を目指し、防災士

養成講座を令和4年度から毎年開催しており、令和7年度の受講者を含めると約400名の防災士が誕生しております。これらの防災士の方には、地域での活動を中心として活躍いただけることを期待しておりますが、全ての方が地域に関わることは難しい状況であり、地域活動への参加という点が課題の一つでもあります。

防災士の資格取得は自助を高めることが本質ではありますが、地域に関わることにより共助へと発展させていくことが、地域防災力の向上や減災へとつながることとなります。そのため、現在、防災士による自主的な体制づくりが検討されておりますので、市としましても積極的に支援していきたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

令和4年度から令和7年までの4年間で約400名の防災士が誕生し、まずは自分の身は自分で守る自助、地域、近隣住民、コミュニティーの仲間同士が協力し、助け合う共助へと発展させていくことで地域防災力の向上や減災につながっていきますので、今後も防災士による自主的な体制づくりに積極的な支援をよろしく願いいたします。

3項目め、若年層や女性、高齢者など多様な住民が防災活動に参画するための具体的な施策や工夫はありますか、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

当市では、多様な住民層の防災活動への参画促進に向けて、ジュニア防災リーダーの育成やホープ防災リーダーズによる活動を推進し、防災教育の現場から若年層を中心にリーダーを育てています。

また、防災士養成講座は年齢や性別を問わず受講可能であり、自らの防災力向上を目指す多様な市民が資格取得に取り組んでおります。市内の防災士の増加は、地域防災力の底上げにつながっており、各自治会で防災士資格取得者を核とした活動が進められているほか、ホープ防災リーダーズは、市総合防災訓練での活動や商業施設での活動、自治会での活動等、幅広い活動を行っております。

また、地域の実行委員会により実施されています市民運動会においては、防災の視点を取り入れた内容で開催されているところもあり、幅広い層が参加しながら防災意識の向上を目指した活動が進められております。

市では、自治会向け、小・中学校向け、外国人向けなど出前講座を昨年度は14回、今年度も既に11回実施しており、様々な方々に対して防災に関する普及啓発に努めているところでございます。今後とも、多様な場面で多様な方々が安心して防災活動に参画できるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

昨年、真正地域の運動会のときに防災意識の向上を目指したゲームがあり、参加者全員が楽しみながら防災意識を持てたと思います。今後も安心して防災活動に参加できますようによろしく願いたいと思います。

4つ目の質問をさせていただきますが、常日頃から防災意識を身につけるようにするための本巢市の取組について、一人でも多くの本巢市の子どもたちの命を守るために。

1項目め、日本は地震大国なので震度4以上が月に約15回と言われています。一日の中で3分の1が睡眠、3分の1が自宅、3分の1が仕事に出かけたり学校に行きますので、いつ災害が起こるか分からない中、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校における避難訓練の現状と課題は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての御答弁を教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

幼稚園、学校の避難訓練の現状と課題についてお答えします。

本巢市における園、学校の避難訓練は、従来の避難訓練にとどまらず、災害等発生時に園児、児童・生徒一人一人が自分の命は自分で守る意識を持ち、主体的に行動できる力を育成するため、12年前より命を守る訓練として位置づけています。

現在、幼稚園では年間12回から14回、学校では年間5回から6回の命を守る訓練を行っています。その内容は、地震、火災、不審者対応などですが、特に防災の取組を重視しています。

第1回目の訓練は年度初めに行われ、地震や火災発生を想定し、教室や特別教室からグラウンド等の避難場所までの避難の仕方や経路を確認する基本となる訓練を行っています。その後、各園、学校の創意工夫により、実施時間や活動場所など様々な状況を想定して、抜き打ちの訓練なども行っています。さらに、緊急地震速報を活用したシェイクアウト訓練も徹底され、予告せずとも緊急地震速報が流れるとすぐに活動を止めて命を守る体勢を取ることができるよう状態にまで高まっています。

地震を想定した訓練では、避難経路の廊下にガラス片や転倒した棚を再現し、現実と同様な場面

を設定して避難する訓練を実施している学校もあります。加えて、中学校においては、ジュニア防災リーダーが教職員と共に命を守る訓練の中心となって活躍し、生徒が主体的に参加する訓練へと高まってきています。さらに、登下校中に地域での命を守る訓練を行い、子どもたちのそばに教員がいない場合を想定し、子どもが各地区の避難場所に避難して、全ての子どもを確実に保護者に引き渡す訓練を行った例もあります。

これらの訓練は、今後さらに様々な場面を想定しなければいけないと考えております。災害種別、発生時刻、子どもの活動場所、活動状況、けが人の有無、停電の有無など内容を多様化させ、自分で判断し、自分の命を守る力につながる訓練となるよう助言してまいります。

さらに、風水害、土砂災害など地域特性を踏まえた災害想定を、各園、各学校の避難計画や訓練によりの確に反映させるよう取り組んでまいります。引き続き、園児、児童・生徒の安全を最優先に、実効性のある命を守る訓練の充実に努めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

本当にありがとうございます。

全国的にも防災士の資格を持っておられない学校もあるみたいで、本当にそういった活動がなかなかできづらい学校もあるみたいですが、幼稚園で月1回以上をやっておられるんですね。すごい本当にありがたく思います。今後もよろしくお願いします。

2項目め、子どもたちも常日頃から防災意識を身につけるために新たに立ち上がったキッズ防災リーダーの取組と今後の展望は、御見解をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての御答弁を教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

キッズ防災リーダーの取組と今後の展望についてお答えします。

キッズ防災リーダー発足のきっかけは、令和3年度からスタートさせたジュニア防災リーダー及び卒業生を含めたホープ防災リーダーたちの活躍にあります。

現在141人となったホープ防災リーダーたちは、これまで自治会に出向いて防災倉庫の点検や被災地での体験講話をはじめ、市民運動会や市の防災訓練への参画、広報「もとす」の「HOPE BOUSAIのたね」のコーナーやケーブルテレビでの広報活動、主体的に考え開催した七夕防災フェアやサマフェス、もとフェスでの防災コーナーの開設など活動の幅を広げ発展させてきました。この活動に参加した小学生から、自分たちも防災リーダーとして活動したいとの声上がり、ホープ防災リーダーたちが小学校高学年を対象にしたキッズ防災リーダー育成に乗り出しました。

第1回目の養成講座では、ホープ防災リーダーの手作り教材で、「防災って何だろう？」と「避

難所運営ゲーム（HUG）」をテーマに体験的に学び、29人のキッズ防災リーダーが誕生しました。

現在、キッズ防災リーダーたちは、この研修での学びを生かし、各学校で行われている避難所開設訓練を主体的に行っています。学校の教室配置や体育館への行き方を熟知しているキッズ防災リーダーたちが避難所での受付や案内、トイレ、水道の確認などを行いながら、避難者の誘導がスムーズになるにはどの動線がよいか、高齢の方の避難場所はどこがよいかなど、実際の場面を想定した訓練を行っています。さらには、学校に危険箇所がないか、避難経路は安全であるかを点検するなど、日常的な減災・防災に向けて中心的存在として活動し始めています。

キッズ防災リーダーたちは、自分も中学生になったらホープ防災リーダーの一員として活動したい、本巢市を防災に強いまちにしたいと、これからの目標を明確にしています。ホープ防災リーダーが自分たちの学びを後輩に伝え、キッズ防災リーダーが後にホープ防災リーダーとして活躍する後世につながる持続可能な防災体制を構築することが今後の展望といえます。

〔7番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

片岡孝一議員。

○7番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

実は、地元の自治会長から私が防災士の資格を持っていますので、11月9日に行われた青少年ふれあい会議をされる2週間前に防災の講義をお願いしますと頼まれ、当日参加された子どもたちに質問しました。今日の防災士の講義は何のためにあるんですか。そうしたら、はい、私の命を守るためにありますと言われ、はい、そうです。まずは自分の命を守る自助、その次に助け合いができるように共助とお伝えしましたが、子どもたちから防災の講義は自分の命を守るためにあると答えてくださり、本当に他人事ではなく、自分のこととして講義を聞いてくださることに、本当に子どもたちの姿に感動しました。

キッズ防災リーダーズに参加することで、中学生になったらジュニア防災リーダーズやホープ防災リーダーズになられるので、本巢市の未来は明るくなりますので、今後も幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の子どもたちが自分ごととして捉え、自分の命を自分で守り、常日頃から助け合いができるように、子どもたちの育成を今後もよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

休憩を挟まずにこのまま続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

続いて、8番 高橋時男議員の発言を許します。

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づきまして順次質問をさせていただきます。

皆様、大変お疲れかと思えますけれども、あとしばらくの間、御辛抱お願いいたします。

初めに、先月18日、大分市佐賀関で発生しました182棟が延焼した大規模火災、1名の方がお亡くなりになられ、また多くの人々が家を失い、生活の基盤を奪われました。犠牲になられた方々に対して、心よりお見舞いを申し上げます。

この火災は決して人ごとではなく、港町と内陸という違いはあれ、本市の課題でもある空き家や狭隘道路、高齢化地域での避難体制の整備など共通点も多く、私たちに多くの教訓を与えた災害ではなかったかと思えます。今回の災害を単なる悲劇として終わらせるのではなく、市民の命と財産を守るため、引き続き課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと思っています。

さて、今日は私、大きく2つの質問をさせていただきます。

1つは、リチウム蓄電池等の適正処理について、もう一つは公共施設の利用料金の適正化についてです。

それでは早速、1つ目の質問からさせていただきます。

ふだんの暮らしに欠かせなくなったスマートフォンやタブレット、ワイヤレスイヤホンやノートパソコンといった情報通信機器から加熱式電子たばこ、充電式シェーバー、ハンディファン、電動歯ブラシ、さらには電動アシスト自転車やハンディークリーナーなど、今やリチウム蓄電池は我々の生活に深く浸透しています。これらの製品は繰り返し充電できる利便性を提供してくれる一方で、劣化すると内部に可燃性ガスがたまり、この状態で強い衝撃が加えられた場合には発火するなど、一たび不適切な取扱いをすれば深刻な火災事故を引き起こす危険性ははらんでいます。

近年、全国の市区町村では、廃棄物処理施設や収集運搬車両において、リチウム蓄電池を使用した製品に起因する火災事故等が頻繁に多発しています。火災事故等が発生した場合、廃棄物処理施設や収集運搬車両の被害に加え、作業員に対しても危害が及ぶ危険性も高まります。

また、廃棄物処理施設が火災事故等により稼働停止した場合には、その地域の廃棄物処理施設が滞ることによって社会的に大きな影響を及ぼす可能性も考えられます。年々火災事故が増えている背景には、一つは電池の取り外しが難しい製品が急速に普及してきたことが要因と考えられますが、私は一番の要因は、利用者が適正な廃棄方法の情報に触れる機会が極めて少ないからではないかと思っています。

市民の皆様は改めてリチウム蓄電池等の正しい廃棄方法を知っていただくとともに、事故を未然に防ぐため、3つの質問をさせていただきます。

それでは早速1点目の質問です。

収集運搬車両、ストックヤードや西濃環境整備組合等でのリチウム蓄電池が起因した火災の発生についてお伺いをいたします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

**○水道環境部長（青木竜治君）**

それでは、お答えします。

近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品に起因する火災事故が頻発しており、令和5年度には全国で8,543件が発生しています。この問題は深刻な課題であると認識しております。

現在、本市では、リチウム蓄電池等の分別回収を行っていますが、全国の市町村では令和5年度において分別回収の実施率が75%にとどまっており、国から各市町村に対し、リチウム蓄電池等の分別回収及び適正処理の徹底を求める通知が4月15日付で発出されました。

火災の発生状況については、県内でも過去に発生した事例はありますが、本市においては、委託業者の収集運搬車両や処理施設、またストックヤードや西濃環境整備組合での発生は、幸いにも確認されておりません。これは、市民の皆様がごみの分別に御協力してくださったおかげだと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

幸いにも本巣市においてはリチウム蓄電池が起因した火災事故等は発生していないということで、ひとまず一安心をいたしました。

では、次に2点目の質問をさせていただきます。

本市におけますリチウム蓄電池、リチウム蓄電池使用製品等の回収の現状、体制についてお伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

本市では、主に市内3か所のストックヤードにおいて拠点回収を行っております。リチウム蓄電池は、有害ごみとして乾電池やボタン電池と一緒に種類を分けずに無料回収で行っております。また、膨張したリチウム蓄電池などの排出方法については、電話や窓口での問合せがあった際には、担当者に一声おかけいただくようお願いしております。

さらに、リチウム蓄電池を取り外せない使用製品につきましては、不燃物粗大ごみとして有料で回収しております。回収されたリチウム蓄電池やリチウム蓄電池使用製品は、分別後、それぞれ資源としてリサイクルさせていただいております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

本市は、各地区のストックヤードで回収を行っていること、そして蓄電池については乾電池を入れているドラム缶に投函すればよいということ、そして取り外しができない製品については、無理に取り外しをすることなく、そのまま不燃物粗大ごみとして処理すればよいということが分かりました。

ここで再質問をさせていただきます。

発煙、発火に備え、消火設備を整えておくことは当然に必要なことだと思います。消火設備の整備について、西濃環境整備組合の施設については完備がされ、十分な対応ができていていると思いますが、各地区のストックヤードについてはどのような状況になっているのかをお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

ストックヤードにおける消火設備の整備状況についてですが、具体的には、施設内には自動火災報知機を設置し、火災の発生を早期に検知できる体制を整えております。また、火災が発生した場合でも避難できるよう、各施設に誘導灯を設置しております。さらに、施設内には消火器を複数配置しており、初期消火に対応できる体制を整えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

初期消火は、火災が発生した際に迅速に対応することで、大規模な火災に発展するのを最小限に抑えるために非常に重要なことだと思います。ストックヤードにおいても、万一の備えができていくということが確認できまして、安心をいたしました。

先ほども少し申し上げましたが、リチウム蓄電池、リチウム蓄電池使用製品等の混入が原因と見られる火災事故が年々増加している一番の要因は、私もそのうちの一人ですが、リチウム蓄電池等がどのような製品に使用されているのかが分からないことにあるのではないかとこのように思っております。リチウム蓄電池が発火する危険性があるという知識は持っていますが、どんな製品に使われているのかが分からないために、誤って不適切なごみ区分に排出してしまっているのが現状ではないかと思料します。このため、使用されている家電製品の品目を市民に具体的に明示し、リチウム蓄電池等の不適切なごみ区分への混入を防ぐための周知を行っていくことが肝要ではない

かと考えています。

そこで、3点目の質問をさせていただきます。

市民への周知、啓発活動についてお伺いをいたします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

**○水道環境部長（青木竜治君）**

それでは、お答えします。

現在、市民への周知につきましては、各世帯へ配付されているくらしのガイドブックや、転入者の方には家庭ごみ分別の手引きをお渡しし、ごみの分別に御協力いただいております。また、お手持ちのスマートフォンを利用したごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を活用することで分別方法を簡単に検索することができます。さらに、ホームページのごみについてのページには、家庭ごみの分け方、出し方を掲載しており、その中に公益社団法人日本容器包装リサイクル協会へのリンクを設け、リチウム蓄電池の正しい排出方法について案内しております。

今後は、ホームページへの情報追加や広報紙への掲載を通じてリチウム蓄電池等の正しい排出方法の周知を進めるとともに、毎年開催している自治会を代表する廃棄物減量等推進員への説明会において、分別回収及び適正な処理の重要性を周知していきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

**○議長（今枝和子君）**

高橋時男議員。

**○8番（高橋時男君）**

ありがとうございます。

確かに現在、市のホームページの中で関連リンクにリチウムイオン電池の混入による発煙、発火の危険性についてのタイトルで案内はされていますが、しかし、相当掘り下げて検索していかないと関連リンクにまでたどり着くことができない状況になっておりまして、とても市民に周知ができているとは言い難い状況かと思えます。ぜひ市のホームページにおいて、もう少し簡単に検索できるような工夫であったり、市の広報紙においても定期的にリチウム蓄電池等が使用されている家電製品を具体的にイラスト等を用いて視覚的に分かりやすく紹介するなど、リチウム蓄電池等の適正な排出方法の徹底に努めていただきますことをお願いしまして、2点目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、公共施設の利用料金の適正化についてです。

初めに、今回の質問理由からお話をさせていただきます。

私は現在、瑞穂市に事務所を置きますあるクラブに所属をしております。先月、とあるイベントを実施するに当たり、イベント会場となるグラウンドと雨天用にと体育館を確保するため、瑞穂市をはじめ、本巢市、北方町、大野町、山県市など近隣市町の公共施設の状況を調べる機会がござ

いました。調べている中で、広さの大小はあるにせよ、同じグラウンド、体育館でも各市町によって利用料金に大きな違いがあることに驚きました。と同時に、公共施設の利用料金は一体どのように決められているのか。また、現在の本巢市の利用料金は果たして適正な料金設定なのだろうかという疑問を持ちましたことから、今回この質問をさせていただくこととしました。

では、具体的に近隣市町の利用料金がどれぐらいなのかと申しますと、例えば小学校の体育館を全面利用する場合の利用料金で比較をしてみますと、瑞穂市では施設を利用する時間帯によっても異なりますが、1時間当たり325円から485円で、冷暖房設備にあつては1時間につき2,000円が加算されます。なお、瑞穂市は来年4月から利用料金の見直しが予定されており、改定後の料金は時間帯により1時間当たり375円から542円となり、今よりも50円から57円ほど高くなります。

次に、北方町ですが、1時間当たり1,000円です。冷暖房費として1時間につき1,500円です。

次に、大野町ですが、大野町も1時間当たり1,000円です。ただし、冷暖房費については空調設備の設置がないのか記載はございませんでした。

次に、山口市です。山口市は1時間当たり440円で、冷暖房を使用する場合は1時間につき2,200円です。

そして最後に本巢市ですが、私の自宅近くの弾正小学校の体育館の場合ですと、1時間当たり210円で冷暖房1時間につき2,000円となっています。

このように体育館を一つ例にとっても市町によって格差があり、私が調べた5市町の中で本巢市は利用料金が一番低い、安い現状です。本巢市は他市町に比べて低い、安いからいいことだと喜べるのでしょうか。私はそうは思いません。

なぜならば、現在多くの施設は利用料金のみでは維持管理することができず、不足する経費については公費である税金を充当しています。となれば、非利用者も間接的に経費を負担していることとなり、施設を利用する人と利用しない人で不公平感が生じるからです。利用料金は利用する人からすると当然低い、安い利用料金であることが望まれますが、公の施設の利用料金は、その施設を利用する対価として徴収されるべきものであり、施設の維持管理、運営に要する経費の負担は、利用する利用者と利用しない非利用者の均衡を考慮し、受益者負担の原則に基づいて設定する必要があると思います。

では、現在の本市の料金設定は果たして公平と言えるでしょうか。昨今の人件費や光熱水費などの高騰を鑑みれば、大きな疑念を抱いてしまいます。本市を取り巻く状況も、人口減少や少子高齢化が進むことによる税収減や普通交付税の縮小により、今後非常に厳しい財政状況に直面することが懸念されます。私は、公共施設の利用料金も時代に即した、また実情に見合った料金体系に改定する時期が来ているのではないかと考えています。

少し前置きが長くなりましたが、これより4点の質問を通して、公共施設の利用料金の適正化について考えてみたいと思います。

では、早速1点目の質問です。

初めに、会議室や体育館、グラウンドなど施設の利用状況についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

会議室や体育館、グラウンド等の施設の利用状況についてお答えいたします。

市内には公民館や社会体育施設、学校施設を合わせて37施設があり、これらの施設は年間を通して市内外の多くの方々に利用されています。各施設の利用状況は、場所や施設の特性によって差はありますが、令和6年度の実績を見ますと、市内団体の利用割合が8割を超えている施設が全体の約7割を占めています。令和7年度も同様の傾向が見られます。

一方で、施設によっては近隣市町からの利用者が増加しており、市外団体の利用割合が5割以上となっている施設もあります。また、市外団体の登録数は増加傾向にあり、現在登録割合は約37%となっています。この背景には、本市の施設は他市町に比べて利用料が安価であることや、地元団体の増加により施設予約が競争となりなかなか利用できないことなどの理由から、市外団体も本市の施設を利用できるよう登録する傾向となっております。

現在は、市内団体が優先的に施設予約できる体制となっており、予約が重複した場合には、空いている時間帯や施設に変更するなどして調整をしてきました。しかし、市外団体の予約が増加していることにより、市内団体との予約重複が以前より増えてきているため、調整が難しい場合もある状況でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございました。

施設は多くの市内の団体に利用されている一方で、市外の団体の利用もあり増加傾向にあること、また市内の団体が優先的に施設予約できる体制になっているものの、なかなか調整が難しい状況になりつつあるということが分かりました。

ここで、再質問をさせていただきます。

現在、市外の団体が施設を利用した場合、利用料金はどのような設定になっているのかをお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

現在、本市の公民館や社会体育施設、学校開放施設などの利用料金につきましては、市内団体、

市外団体での金額の差のほうは設けておりません。いずれの利用者についても、同一の利用体系を適用しており、市内外での一律の料金設定となっております。

[ 8 番議員挙手 ]

**○議長（今枝和子君）**

高橋時男議員。

**○8番（高橋時男君）**

ありがとうございます。

市外の団体が利用しても同じ料金ということでございますが、私は利用料金の一部は市の税金を充当していることを鑑みれば、市民と市外の団体とで利用料金に差を設けてもよいのではないかと  
いうふうに思っております。いや、むしろ設けるべきだと考えております。

次に、ここで再々質問をさせていただきます。

本市には、公共施設の利用料金について、減免に関しての定めがあるのかをお尋ねいたします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの再々質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（高木孝人君）**

それでは、お答えのほうをさせていただきます。

減額や免除については、本巢市体育施設条例第12条や本巢市立学校体育施設開放条例第11条、また本巢市公民館条例第13条において、各施設の利用料を減額または免除する条件が規定されております。具体的には、教育委員会は、公益上特に必要があると認めた場合、前条の使用料を減額または免除することができるというふうにしております。

また、具体的な減額や免除率については、本巢市社会体育及び本巢市学校体育施設開放条例施行規則第8条及び本巢市公民館条例施行規則第8条において、利用団体の構成員、利用目的などに応じて細かく定めておまして、10分の3から10分の10までの範囲で適用を行っております。

[ 8 番議員挙手 ]

**○議長（今枝和子君）**

高橋時男議員。

**○8番（高橋時男君）**

ありがとうございます。

公共施設の利用料金について減免の定めがあることは分かりました。しかし、私は施設ごとの条例施行規則で定めてはあっても、市としての統一的な基準がないため、減免を適用する範囲が広がる傾向になりはしないかと懸念をしております。市の同じ公の施設であれば、減免に関しても統一的な基準というものがあるのもよいのではないかと考えています。

では次に、2点目の質問です。

過去の公共施設の利用料金の改定時期と変更内容についてお尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

公共施設の使用料の改定は、これまで2回行っております。

1回目の改定は、行政改革大綱の推進事項に掲げる自主財源の確保と受益者負担の適正化のために、受益と負担の公平性確保の観点から、利用者が限られているサービスなどを精査する目的で行いました。具体的には、平成20年度から補助金等検討委員会において使用料や手数料の検討を行い、平成22年4月1日に改定を行いました。

主な改定内容といたしましては、合併前の旧町村で定められた使用料等について、原価算定方式によるコストの算定を行い、行政負担と利用者負担の割合を設定した上で、それに応じた使用料等に見直しを行っております。また、公民館の会議室使用料が地域ごとに異なる状況がありましたので、どの地域の公民館を利用しても同様の使用料となるようにするなど公民館をはじめ体育施設など類似施設の使用料について均衡を図りました。

2回目の改定は、消費税の標準税率が8%から10%に引き上げされた令和元年10月1日に合わせて行っております。1回目の改定から10年が経過していたため、平成30年度から使用料手数料検討部会を設置し、使用料の妥当性を検討しました。さらに、使用料は課税取引に該当するため、消費税の増税分を転嫁するための検討を行い、結果として消費税の増税分を反映させた改定を行いました。

具体的には、市公民館条例に基づく会議室使用料については、1時間当たり10円から50円の引上げを行い、市体育施設条例に基づく施設については、1時間当たり10円から500円の引上げ、学校体育施設開放条例に基づく運動場及び体育館については、1時間当たり10円の引上げなどの改定を行ったところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございます。

使用料の改定は今までに2回行われておりまして、それぞれ改定内容についても理解はいたしましたが、1点だけ申し上げたいことがございます。

それは、ただいまの答弁で、令和元年10月の2回目の改定は、消費税の標準税率8%から10%への引上げに伴い、増税分を反映させた改定を行ったとのことでしたが、であるならば、その前の2014年、平成26年4月1日にも、消費税の標準税率が5%から8%に引き上げられています。では、なぜそのときには改定がされなかったのでしょうか。利用料が課税取引に該当するという認

識であれば、当然に改定が行われるべきであり、改定がされなかったことは利用料金を実質値下げしたのと同じかと思えます。

これはあくまで私の推測ですが、料金の改定が平成22年4月に行われており、改定後4年しか経過しておらず、値上げするには短か過ぎるとの理由から、恐らく改定ができなかったのではないかと思料いたします。

利用料金の見直し時期の定めがあれば市民の納得も得られ、消費税の改定時も消費税分は転嫁できます。私は、利用料金の見直しについては、3年あるいは5年ごとといったように一定期間ごとに見直しを行い、そのときの情勢に適応した利用料金、施設の維持管理費、経費に見合った利用料金にしていくべきだと思っています。

次に、3点目の質問をさせていただきます。

利用料金の改定は何を基準にされたのかをお尋ねいたします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

**○総務部長（村澤 勲君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

使用料の設定につきましては、原価算定方式により施設に係るコストを算定し、決定をしております。この原価算定方式によるコスト算定では、経常的な維持管理費として、光熱水費や修繕料、施設管理に係る委託料、さらに管理業務に係る人件費を加えた費用を基に計算をいたします。具体的には、直近の決算額を基にこれらの費用を合算し、施設の総面積及び年間使用可能時間で除して、1時間1平米当たりの原価を計算し、貸出し面積を掛け合わせて1時間当たりの使用料原価を算定するものでございます。

また、前回の改定においては、改定前の使用料が内税方式により算定されており、平成26年4月の消費税率8%への改正時に使用料の改正分を見合わせたこともあり、消費税の標準税率が10%となることに合わせて、原価算定方式で使用料原価を再確認し、消費税増税分を適切に転嫁する形で現在の使用料に改定したものでございます。

〔8番議員挙手〕

**○議長（今枝和子君）**

高橋時男議員。

**○8番（高橋時男君）**

ありがとうございます。

使用料の設定は、原価算定方式により施設のコストを算出し、決定されていることは分かりました。

受益者負担の原則に基づき利用者に負担を求めるためには、その理解を得るために透明性と公平性を確保する必要があります。ついては、私は、ただいま答弁のあった原価算定方式による施設

利用に係る原価、コストの算出方法をオープンにして明確化するとともに、原価と受益者負担に基づく統一的な市の考え方を広く市民に公表し、周知していくべきではないかと考えております。

さて、これまで公共施設の利用料金の適正化について3点の質問をさせていただきましたが、次の6つの課題が鮮明になったのではないかと考えています。

1つ目は、施設の利用者と非利用者との負担の公平性の確保。2つ目は、近隣市町との料金格差の是正。3つ目は、市外利用者の料金の取扱いの新設。4つ目は、減免についての統一した基準による取扱い。5つ目は、料金設定の見直し時期の定め。6つ目は、施設利用に係る原価コストの算出方法の市民への公表と周知です。

私は、これらの課題を早急に解決するとともに、公共施設の利用料金に関して市としての考え方を明示するとともに、統一的な基準となるものを作成し、市民に公表、周知すべきではないかと考えています。

そこで、4点目の質問をさせていただきます。

公共施設に関する利用料金の設定基準となるような指針の作成について、どのような見解かをお尋ねいたします。

**○議長（今枝和子君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

**○総務部長（村澤 勲君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

公共施設の使用料の設定につきましては、先ほどお答えさせていただきました1回目の改定時に示した考え方や基本の方針に基づき、2回目の改定時においても同様の内容を全庁的な指針として示し、改定を行っております。

基本的な考えといたしましては、施設や特定のサービスを利用する方と利用しない方が存在する中で、施設利用によって利益を受ける方には、その利益に見合った負担をお願いすることにより、市民間の不公平をなくし、その歳入を市民サービスの向上に充てることとしております。

また、使用料の算定につきましては、原価算定方式による施設のコストを基に使用料原価を算出し、行政負担と利用者負担の割合に基づいて算定することを基本の方針としております。

現在、物価高騰や人件費の増加に伴い、施設に係る経常的な維持管理費も増加傾向にありますので、使用料の見直しを行う時期に来ていると認識しております。使用料の見直しに当たりましては、効率的な施設管理や事務の効率化、コスト削減の努力を継続しつつ、施設利用により利益を受ける方と利用しない方との不公平をなくし、適正化を図る必要があります。そのため、改定時期や周知期間を踏まえて、今後検討してまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

**○議長（今枝和子君）**

高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

ありがとうございます。

ただいまの答弁において、利用料金についての基本的な考え方や算出についての方針は理解をいたしました。私は、それをぜひ市の統一した基準を示す指針として策定し、市民に公表、周知してほしいと思っています。指針を策定し、公表することで、市民の誰もが統一した算定方法により各施設の使用料を算定することが可能となり、公平性、透明性が向上すると思います。

また、市民に対して説明責任が果たせるほか、定期的に利用料金の改定を行う際に、維持管理コストの増減が利用料金に直接的に反映されますことから、職員のコスト意識は当然のことといたしまして、市民の維持管理コストへの理解も深まっていくのではないかと考えています。ぜひ利用者と非利用者との負担の公平性、公正性の確保、そして利用料金の適正化に向け、公共施設に関する利用料金の設定基準となるような指針の策定の検討をお願いいたします。

まずは、利用実態のデータの分析、あるいはアンケート調査などを実施していただき、これらの結果も踏まえ、先進事例の自治体も参考にしながら、ぜひとも前へと進めていただきますことをお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

---

散会の宣告

○議長（今枝和子君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

12月9日火曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時50分 散会

